

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和7年6月25日
- 【発行者名】 エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
(Emerging Asset Management Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ウィリアム・ウィギン (Director William Wiggin)
- 【本店の所在の場所】 バミューダ、ハミルトン HM11、パー・ラ・ヴィル・ロード 58 番、
ヴァリス・ビルディング 4 階
(Vallis Building, 4th Floor, 58 Par-la-Ville Road, Hamilton
HM11 Bermuda)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋 本 雅 行
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 橋 本 雅 行
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 (03) 6775-1000
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ジュエル・ボックス・ファンド (Jewel Box Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
- (a) 当初申込期間 (2024年 9 月24日から2024年10月17日まで)
日本円建クラス R 受益証券について、100億円を上限とします。
米ドル建クラス R 受益証券について、1 億米ドル (149億5,200万円) を上限とします。
- (b) 継続申込期間 (2024年10月18日から2025年 6 月30日まで)
日本円建クラス R 受益証券について、500億円を上限とします。
米ドル建クラス R 受益証券について、5 億米ドル (747億6,000万円) を上限とします。
- (注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2025年 3 月31日における株式会社三菱UFJ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 149.52円) によります。以下、米ドルの円金
額表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【訂正理由】

本日、有価証券報告書を提出しましたので、2024年9月6日に提出した有価証券届出書（2025年6月13日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）に記載のファンドの財務書類を更新し、あわせて投資信託制度の概要を更新するため本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第3 ファンドの経理状況

以下の内容に更新されます。

- a . 本ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 本ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）（その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けています。当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 本ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には2025年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=149.52円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d . 2023年12月31日に終了する会計年度中に発行された受益証券は、米ドル建クラスP受益証券のみであり、日本で販売される日本円建クラスR受益証券及び米ドル建クラスR受益証券とは異なるクラスです。なお、米ドル建クラスP受益証券は2023年9月に償還請求が行われ、全額が償還済みです。

[次へ](#)

1 財務諸表
(1) 貸借対照表

ジュエル・ボックス・ファンド
財政状態計算書
2024年12月31日現在

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
固定資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	5	128,247	19,175	-	-
流動資産					
現金及び現金同等物	4	16,667	2,492	133,217	19,919
純損益を公正価値で測定した金融資産	5	-	-	7,293,875	1,090,580
資産合計		144,914	21,668	7,427,092	1,110,499
負債					
流動負債					
償還金支払債務		-	-	7,358,082	1,100,180
その他の支払債務	6	11,330	1,694	69,010	10,318
受益者に帰属する純資産を除く負債合計		11,330	1,694	7,427,092	1,110,499
受益者に帰属する純資産		133,584	19,973	-	-
負債合計		144,914	21,668	7,427,092	1,110,499

*受益者に帰属する純資産については、2024年度においては「負債」、2023年度においては「資本」として分類されている。

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

(2) 損益計算書

ジュエル・ボックス・ファンド
包括利益計算書
2024年12月31日現在

	注記	2024年12月31日現在		2022年9月16日（運用開始日）から 2023年12月31日までの期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取利息		-	-	21	3

分配金収入	-	-	89,594	13,396	
純損益を公正価値で測定した金融資産の 純実現損益	-	-	24,213	3,620	
純損益を公正価値で測定した金融資産の 純未実現損益	9.5	1,436	215	479,662	71,719
現金及び現金同等物に係る為替差損	-40	-6	-952	-142	
収益合計	1,396	209	592,538	88,596	
費用					
管理費用	8	235	35	63,810	9,541
監査費用	-	-	-	44,375	6,635
組織費用	-	-	-	108,174	16,174
弁護士費用	-	-	-	11,935	1,785
専門家報酬	192	29	29	4,269	638
銀行手数料	69	10	10	1,893	283
費用合計	496	74	234,456	35,056	
受益者に帰属する純資産増加分	900	135	358,082	53,540	

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

ジュエル・ボックス・ファンド
株主資本等変動計算書
2024年12月31日現在

注記	2024年		2023年		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
2024年1月1日 / 2022年9月16日 (運用開始日)現在の 受益者に帰属する純資産	-	-	-	-	
償還可能口数の発行	7	132,684	19,839	7,000,000	1,046,640
償還可能口数の償還	7	-	-	-7,358,082	-1,100,180
受益者に帰属する純資産 増加分	900	135	358,082	53,540	
2024年12月31日期末残高	133,584	19,973	-	-	

*2024年12月31日に終了した年度において、償還可能口数は負債として分類されており、2023年12月31日に終了した年度においては資本として分類されている。

2023年12月31日時点における当ファンドの資本構成の内訳

	償還可能資本		繰越利益		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2022年9月16日 (運用開始日)現在	-	-	-	-	-	-
償還可能口数の発行	7,000,000	1,046,640	-	-	7,000,000	1,046,640
償還可能口数の償還	-7,000,000	-1,046,640	-358,082	-53,540	-7,358,082	-1,100,180

受益者に帰属する 純資産増加分	-	-	358,082	53,540	358,082	53,540
2023年12月31日期末残高	-	-	-	-	-	-

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

ジュエル・ボックス・ファンド
キャッシュフロー計算書
2024年12月31日現在

	注記	2024年12月31日現在		2022年9月16日（運用開始日）から 2023年12月31日までの期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動から生じた キャッシュフロー					
投資家に帰属する純資産増加分		900	135	358,082	53,540
調整項目：					
受取利息		-	-	-21	-3
純損益を公正価値で測定した 金融資産の純実現利益		-	-	-24,213	-3,620
純損益を公正価値で測定した 金融資産の純未実現利益		-1,436	-215	-479,662	-71,719
現金及び現金同等物に係る為替差損		40	6	952	142
		-496	-74	-144,862	-21,660
その他の未払金の増加		-57,680	-8,624	69,010	10,318
純損益を公正価値で測定した 金融資産の購入		6,155,735	920,405	-6,790,000	-1,015,241
営業活動から生じた キャッシュフロー		6,097,559	911,707	-6,865,852	-1,026,582
受取利息		-	-	21	3
営業活動から生じた ネット・キャッシュフロー		6,097,559	911,707	-6,865,831	-1,026,579
財務活動から生じた キャッシュフロー					
償還可能な口数発行による収入	7	132,684	19,839	7,000,000	1,046,640
償還可能な口数発行の支払い	7	-6,346,753	-948,967	-	-
財務活動から生じた ネット・キャッシュフロー		-6,214,069	-929,128	7,000,000	1,046,640
現金及び現金同等物の純増		-116,510	-17,421	134,169	20,061

現金及び現金同等物の期首残高		133,217	19,919	-	-
現金及び現金同等物に係る為替差損		-40	-6	-952	-142
現金及び現金同等物の期末残高	4	16,667	2,492	133,217	19,919
営業活動および財務活動から生じた非現金取引					
純損益を公正価値で測定した金融資産の非現金による売却		1,011,329	151,214	-	-
償還可能な口数の非現金による償還		-1,011,329	-151,214	-	-
		-	-	-	-

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

財務書類に対する注記

1. 一般的な情報

ジュエル・ボックス・ファンド（以下「当ファンド」という。）は、信託証書により設定されたオープンエンド型のユニットトラストであり、2022年3月18日に、ケイマン諸島の信託法（改正済）に基づき免税信託として登録されている。当ファンドは、有期で設定されており、早期に終了しない限り、設定から149年後に終了する。当ファンドは、2022年6月1日にケイマン諸島の投資信託法（2021年改正済）第4条（3）に基づき登録番号1976214で登録され、2022年9月16日に運用を開始した。

当ファンドは、投資者が投資目的及び投資戦略に従って共同して投資できる投資ファンドとして構成されている。当ファンドの投資目的は、ファンド・オブ・ファンズの形態でオルタナティブ資産に分散投資することにより、伝統的な資産クラスとの相関性を低く保ちながら、中長期的な安定したリターンを追求することである。投資目的を達成するため、投資運用会社は、当ファンドの資産を、主にプライベート・マーケット又はオルタナティブ戦略のファンドに投資する。

当ファンドの投資活動は、TORANOTEC投信投資顧問株式会社（以下「投資運用会社」という。）が管理し、当ファンドの管理事務は、エイペックス・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）に委任されている。

2. 重要な会計方針

当財務書類の作成にあたって適用された重要な会計方針は以下の通りである。

2.1 作成の基礎

当ファンドの財務書類はIFRS会計基準（以下「IFRS」という。）及び信託証書の要件に従って作成されている。IFRS会計基準は以下の権威ある文献で構成されている。

- ・ IFRS会計基準
- ・ IAS® 基準
- ・ IFRS解釈指針委員会（IFRIC® Interpretations）又は、その前身である常設解釈指針委員会（SIC® Interpretations）が作成した解釈指針

財務書類は、損益を通じて公正価値で測定される金融商品を除き、取得原価ベースで作成されている。

IFRSに準拠した財務書類を作成するにあたり、特定の重要な会計上の見積りを行うことが要求される。また、当ファンドの会計方針を適用する過程で、受託会社が判断を下すことが要求される。より高度な判断や複雑さを伴う分野、又は仮定や見積りが財務書類にとって重要な分野は注記3に開示されている。

投資運用会社は、2024年12月31日に終了する期間後の12ヵ月間において、当ファンドの継続性を確保するために、必要に応じてファンドの運用費用の全額又は一部を負担することを約束している。投資運用会社は、当ファンドが今後一年間、継続企業として存続しないと考える理由を有しておらず、財務書類の作成にあたり、継続企業であることを前提としている。投資運用会社は、当ファンドが継続企業として存続する能力に疑義を生じさせるような重大な不確実性がないことを確認している。

2. 重要な会計方針（続き）

2.2 新基準、改訂及び解釈

(a) 2024年1月1日から適用される基準及び既存基準の改訂

- ・「流動負債と非流動負債の区分」及び「誓約条項のある非流動負債」 - IAS第1号の改訂

当ファンドは、上記の基準及び解釈を採用しており、この改訂による当ファンドの財務書類への重要な影響はなかった。財務書類に開示する会計方針の情報が影響があった。この改訂の適用によって、当ファンドの会計方針に実質的な変更はなかったが、将来の取引や契約の会計処理に影響を及ぼす可能性がある。

(b) 未発効のため当ファンドが早期適用していない基準、改訂、解釈

いくつかの新基準、改訂及び解釈は、2024年1月1日又は2024年1月1日以降に開始した期間中に発効しているが、当財務書類の作成にあたり、早期適用はしていない。

- ・ IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（2027年1月1日発効）
- ・ 金融商品に関する分類及び測定 IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂、並びにIFRS会計基準に対する年次改善（Volume 11）（2026年1月1日発効）
- ・ IAS第7号「キャッシュフロー計算書」：IFRS会計基準に対する年次改善（Volume 11） 原価法（2026年1月1日発効）

上記の新基準、基準の改訂及び解釈のいずれも、当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすことはないと考えられる。上記の基準及び改訂が適用可能かつ発効した時点で当ファンドに適用する予定である。

2.3 構造体

ストラクチャード・エンティティとは、議決権が管理業務のみに関連し、関連する活動が契約上の取決めによって指示される場合など、議決権又は類似の権利が、誰が企業を支配するかを決定するための有力な要因とならないように設計される企業をいう。ストラクチャード・エンティティは、多くの場合、次の特徴又は属性の一部、あるいは全部を有する。(a)限定された活動である、(b)ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクと報酬を投資者に移転することにより投資者に投資機会を提供するなど、狭義かつ明確に定義された目的を持つ、(c)劣後財務支援なしでストラクチャード・エンティティが活動資金を調達できる自己資本が不十分、(d)投資者に対して複数の契約上連結された金融商品を通じた資金調達を行い、これにより信用リスク又はその他のリスクの集中（トランシェ）を生じさせる。

当ファンドは、他のファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資はすべて、非連結のストラクチャード・エンティティへの投資とみなしている。当ファンドは、中長期的な資本成長を目的とする投資先ファンドに投資している。投資先ファンドは無関係の資産運用会社によって運用され、それぞれの投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。投資先ファンドは、出資者の選択により売却可能なリミテッド・パートナーシップの持分又は償還可能な受益証券を発行し、運用資金を調達している。これにより保有者はそれぞれのファンドの純資産に対して比例的な持分を有することができる。当ファンドは、各投資先ファンドのリミテッド・パートナーシップの持分又は償還可能な受益証券を保有している。

各投資先ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書において「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純実現利益」又は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純未実現利益」に含まれている。

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 外貨換算

(a) 機能通貨及び表示通貨

当ファンドの償還可能な参加型受益証券の申込及び償還は、米ドル（以下「米ドル」又は「US\$」という。）建てである。当ファンドのパフォーマンスは米ドルで評価され、投資者に報告される。経営陣は、米ドルが、基礎となる取引、事象、条件への経済的影響を最も忠実に表す通貨であると考えている。財務書類は、ファンドの機能通貨及び表示通貨である米ドルで表示されている。

(b) 取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レートを使用して機能通貨に換算される。外貨建資産及び負債は、財政状態計算書の日付の為替レートをを用いて機能通貨に換算される。換算により生じた為替差損益は、包括利益計算書に含まれる。

現金及び現金同等物に関連する為替差損益は、包括利益計算書において「現金及び現金同等物に係る為替差損益」として表示されている。

損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純実現利益」又は「損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純未実現利益」として表示されている。

2.5 金融商品

2.5.1 分類

IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産及び金融負債は以下の測定区分に分類される。

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVOCI）、及び純損益を通じて公正価値で測定するもの（FVTPL）
- ・償却原価で測定するもの

分類は、金融資産及び金融負債を管理する当ファンドのビジネスモデル、並びに金融資産及び金融負債の契約上のキャッシュフロー特性によって決まる。

当ファンドの金融資産及び金融負債への投資は、FVTPLで分類されている。期末日現在、FVOCIで保有されている金融資産及び金融負債はない。

金融資産は、以下の場合に純損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）：

- ・契約条件が、特定日に未返済元本額に対する元本と利息の支払（SPPI）のみのキャッシュフローを生じさせない場合
- ・契約上のキャッシュフローを回収すること、又は契約上のキャッシュフローを回収かつ売却することを目的としたビジネスモデルで保有されていない場合
- ・初回認識時にFVTPLでの測定が取消不能な形で指定され、これにより資産若しくは負債を異なる基準で測定し、又はそれらの損益を異なる基準で認識することによって生じる測定又は認識の不整合が解消又は著しく減少される場合

当ファンドは、投資先ファンドへの投資をFVTPLで分類している。

2. 重要な会計方針（続き）

2.5 金融商品（続き）

2.5.1 分類（続き）

償却原価で測定する金融資産

金融資産が、契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネスモデルで保有され、その契約条件が、特定日に、未返済元本額に対する元本と利息の支払のみのキャッシュフローを生じさせるものである場合、金融資産は償却原価で測定される。当ファンドでは、現金及び現金同等物がこの分類に含まれる。

償却原価で測定する金融負債

この分類には、損益を通じて公正価値で測定されるもの以外のすべての金融負債が含まれる。当ファンドでは、未払金及び未払費用がこの分類に含まれる。

2.5.2 認識、認識の中止及び測定

投資の通常の購入及び売却は、当ファンドが投資先ファンドの購入又は売却を約束した取引日に認識される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で当初認識される。取引費用は発生時に包括利益計算書で費用計上される。

金融資産は、金融資産からキャッシュフローを受け取る権利が失効した時点、又は譲渡され、当ファンドが所有に伴うリスクと便益を実質的にすべて移転した時点で認識を中止する。

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産はすべて公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書において、発生した期の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純実現利益及び純未実現利益」として表示される。

2.5.3 公正価値測定の原則

IFRS第13号は、公正価値を、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、現在の市場環境下で資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義している。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債は、公正価値で財政状態計算書に計上される。このような金融商品の取引費用はすべて、包括利益計算書の損益として直接認識される。

活発な市場で取引される金融資産及び金融負債の公正価値は、報告日の取引終値における市場価格に基づく。当ファンドは、金融資産及び金融負債ともに、最終取引価格がビッド-アスク・スプレッドの範囲内にある場合、最終取引市場価格を利用している。最終取引価格がビッド-アスク・スプレッドの範囲内でない場合、経営陣はビッド-アスク・スプレッドの範囲内で公正価値を最も代表するポイントを決定する。

2. 重要な会計方針（続き）

2.5 金融商品（続き）

2.5.3 公正価値測定の原則（続き）

活発な市場で取引されていない金融資産及び金融負債の公正価値は、評価技法を用いて決定される。当ファンドは様々な方法を用い、各報告日現在の市場状況に基づく前提を置いている。使用される評価技法には、市場参加者間の比較可能な最近の通常の利用、実質的に同一の他の金融商品の参照、市場参加者が一般的に使用するその他の評価技法が含まれ、市場のインプットを最大限に利用し、事業者固有のインプットに可能な限り依拠しないようにしている。

投資運用会社は、公正価値をよりよく反映し、健全な会計慣行に従った評価方法であると判断した場合、その裁量で他の評価方法の使用を許可することができる。

2.5.4 公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動

2024年12月31日及び2023年12月31日に終了した会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動はなかった。

2.6 償却原価で測定する金融資産の予想信用損失

各報告日において、当ファンドは、償却原価で測定される金融資産について、当初認識時から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失引当金を測定しなければならない。報告日において、当初認識時から信用リスクが大幅に増加していない場合、当ファンドは、12ヵ月間の予想信用損失に等しい金額で損失引当金を測定しなければならない。取引先の著しい財務上の困難、取引先が破産又は財務再建に入る可能性、及び支払不履行はすべて、その金額が信用毀損に陥る可能性があることを示す指標とみなされる。信用リスクが信用毀損とみなされる程度まで増加した場合、受取利息は（貸倒引当金控除後の）純帳簿価額に基づいて計算される。信用リスクの著しい増大とは、30日以上支払期日を過ぎている契約上の支払と経営陣により定義されている。90日以上支払期日を過ぎている契約上の支払いは信用毀損とみなされる。

2.7 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、銀行の要求払預金及び活発な市場における当初満期日が3ヵ月以内のその他の短期投資が含まれる。

2.8 未払費用

未払費用は公正価値で当初認識され、その後実効金利法を用いて償却原価で計上される。

2.9 ファンドの償還可能持分

当ファンドは、投資者の選択により償還可能な2クラス（2023年：1クラス）の償還可能受益証券を発行している。かかる受益証券は負債に分類されている（2023年：資本として分類）。当年度、当ファンドは、複数クラスの償還可能受益証券を発行しており、かつそれぞれの権利が同一でないことから、償還可能受益証券を資本から負債へ分類変更した。これらの償還可能受益証券は、受託会社が定める償還日に、当ファンドの純資産価額に比例する割合に等しい現金で償還できる。

2. 重要な会計方針（続き）

2.9 ファンドの償還可能持分（続き）

償還可能受益証券は、投資者が受益証券を償還する権利を行使した場合に財政状態計算書日に支払うべき償還金額に対応する償却原価で計上される。償還可能受益証券は、投資者の選択により、発行時又は償還時のファンドの1口当たり純資産価額に基づく価格で発行及び償還される。ファンドの1口当たり純資産価額は、各クラスの償還可能受益証券の投資者に帰属する純資産を、関連する各クラスの発行済償還可能受益証券の総数で除して計算される。当ファンドの規定に従い、投資ポジションは、申込及び償還の1口当たり純資産価額を決定する目的で、最終取引市場価格に基づいて評価される。

2.10 分配金収入

投資先ファンドからの分配金は、ファンドの支払を受ける権利が確定した分配日に、包括利益計算書の損益として認識される。

2.11 税金

当ファンドに、ケイマン諸島における所得税、源泉徴収税、キャピタルゲイン税は課されない。当ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）第74条に基づき、免税信託として登録されている。当ファンドは、ケイマン諸島財務長官に免税証明書を申請しており、この免税証明書が交付されれば、当ファンドの設定日から最長50年間は、その後ケイマン諸島で制定される、所得若しくは資本資産、利益若しくは評価益に課税される税金や関税又は財産税や相続税の性質を持つ税金を課すいかなる法律も、当ファンドに含

まれる財産、当ファンドに基づいて発生する所得、又はそのような財産や所得に関して受託会社又は投資者に適用されない。

投資者は、所有する受益証券及びその分配金に関して、ケイマン諸島において所得税、源泉徴収税、キャピタルゲイン税を課されることはなく、相続税も課されない。

当ファンドが特定の国の源泉から受け取る配当、利子、その他の収入には、当該国が課す源泉徴収税が課される可能性がある。さらに、当ファンドが有価証券の売買やその他の事業を行う国の一部では、キャピタルゲイン税やその他の税金が課される可能性もある。様々な国で投資されるファンドの資産額は不確定であるため、支払われる税率を事前に予測することは不可能である。

3. 会計上の見積り及び判断の使用

国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務書類の作成には、会計方針の適用及び資産、負債、収益、費用の報告金額に影響を与える判断、見積り、仮定を行うことが受託会社に要求される。見積り及び基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間及び影響を受ける将来の期間に認識される。

見積り及び仮定

経営陣は将来に関する見積りや仮定を行う。その結果生じる会計上の見積りは、定義上、関連する実際の結果と一致することはほばない。資産及び負債の帳簿価額に重要な調整をもたらす重要なリスクのある見積り及び仮定の概要は以下の通りである。

3. 会計上の見積り及び判断の使用（続き）

その他のファンドへの投資の公正価値

純資産価額は、報告期間末日に当ファンドが投資先ファンドの投資を償還できる価格を表しているため、活発な市場で取引されていない投資先ファンドへの投資の公正価値は、投資先ファンドの管理事務代行者が発行する純資産価額によって決定される。投資運用会社は、上記の評価方法を投資先ファンドの公正価値の最善の見積りとみなしている。

投資先ファンドの純資産価額が入手できない場合、又はその純資産価額が公正価値を反映していないと投資運用会社が判断した場合、投資運用会社は投資先ファンドの公正価値を判断するために判断と裁量を使用することがある。当ファンドは、通常、業界内で一般的に標準的と認識されている評価方法及び手法に基づく独自のモデルを使用して投資先ファンドの価値を決定することがある。

モデルは、可能な限り観測可能なデータを使用している。しかし、信用リスク（自己及び取引相手方の両方）、ボラティリティ、相関関係などの領域は、経営陣による見積りが要求される。これらの要因に関する仮定の変更は、金融商品の報告された公正価値に影響を与える可能性がある。観察可能でないインプットに対する感応度は、過去のボラティリティと将来の市場動向の予測を考慮し、これらのインプットの合理的な可能性のある変動予想に基づく。

何が「観察可能」であるかの判断は、当ファンドによる重要な判断が要求される。当ファンドにおいて、観察可能なデータとは、容易に入手可能で、定期的に配布又は更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的ではなく、関連市場に積極的に関与している独立した情報源から提供される市場データをいう。

4. 現金及び現金同等物

米ドル	2024年	2023年
取引口座	16,667	133,217
	<u>16,667</u>	<u>133,217</u>

5. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

米ドル	2024年	2023年
投資先ファンド	128,247	7,293,875
	128,247	7,293,875

6. その他の支払債務

米ドル	2024年	2023年
未払管理費用	235	13,149
未払組織費用	-	300
未払販社手数料	192	-
未払管理会社手数料	10,903	-
未払監査費用	-	44,375
未払弁護士費用	-	11,186
	11,330	69,010

7. 受益者に帰属する純資産

当ファンドはオープンエンド型ユニットトラストとして設立され、当初100米ドルを受託会社が受け取り、当ファンドのために受託会社が保有している。

受託会社は、管理事務代行会社及び投資運用会社と協議の上、受託会社が決定する権利、優遇、制限を有する受益証券のクラスを、いつでも、随時、指定することができる。償還可能受益証券は、信託証書に従い、受託会社に代わって管理事務代行会社が申込日（すなわち、各暦月の第1営業日、及びノ又は受託会社及び投資運用会社と協議の上、管理事務代行会社が決定するその他の日）に、米ドル建又は日本円（以下「JPY」という。）建ての異なるクラスで発行することができる。米ドル建クラスI、クラスR、クラスPの募集価格は1口当たり10米ドル、日本円建クラスI及びクラスRの募集価格は1口当たり1,000円である。

クラスI受益証券又はクラスR受益証券の投資者1人当たりの最低当初投資額は100,000米ドル（又は通貨換算額）であり、米ドル建クラスP受益証券の場合は1,000,000米ドル、又は受託会社が一般的又は特定の場合に、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に登録されたファンドに適合するものとして決定するこれより低い金額である。クラスI受益証券又はクラスR受益証券に関する最低追加申込金額は10,000米ドル（又は同等の通貨）であり、米ドル建クラスP受益証券の場合は500,000米ドルである。

2024年12月31日に終了した会計年度においては、クラスR-JPY及びクラスR-USDの各受益証券が発行された。一方、2022年9月16日（運用開始日）から2023年12月31日までの期間については、米ドル建クラスP受益証券のみが発行された。

当期中の償還可能受益証券及び投資者に帰属する純資産額の変動分析は以下の通りである。

受益証券口数	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在	
	クラスR-JPY	クラスR-USD	合計	クラスP-USD	合計
発行済受益証券総数					
当期首残高	-	-	-	-	-
償還可能受益証券の発行	4,000	10,700	14,700	700,000	700,000
償還可能受益証券の償還	-	-	-	-700,000	-700,000

当期末残高	4,000	10,700	14,700	-	-
米ドル	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在	
	クラス R-JPY	クラス R-USD	合計	クラスP-USD	合計
発行済受益証券総数					
当期首残高	-	-	-	-	-
償還可能受益証券の発行	25,684	107,000	132,684	7,000,000	7,000,000
償還可能受益証券の償還	-	-	-	-7,358,082	-7,358,082
投資家に属する純資産増加	13	887	900	358,082	358,082
当期末残高	25,697	107,887	133,584	-	-

7. 受益者に帰属する純資産（続き）

償還可能受益証券は、評価日の65暦日前までに投資者から書面による通知を受ければ、償還日（各暦年の1月、4月、7月、10月の各第1営業日、及び/又は受託会社が決定するその他の日）に1口当たりの純資産価額で償還することができる。

クラスI受益証券、クラスR受益証券、またはクラスP-USD受益証券について、発行から12暦月未満で償還される場合には、償還代金から5%の償還手数料が控除される。

受益者がその保有する受益証券の95%以上を償還する場合、当ファンドは、当該償還日について算出される純資産価額の変動に備えるため、償還代金の最大5%を留保金として控除・保留することができる。留保の要否および留保割合については、受託会社が運用会社と協議のうえ決定するものとする。かかる留保は、償還価額の減額として取り扱われる。

当ファンドの純資産価額の25%を超える口数の償還請求があった場合、管理会社は、償還日に受益証券を償還しようとするすべての投資者の間で、それらの償還請求を按分して削減し、合計で償還基準額に達する十分な償還のみを実施することができる。全額が満たされなかった償還請求は次の償還日に繰り越されるが、他の償還請求より優先されることはない。

8. 関連当事者

一方の当事者が他方の当事者を支配する能力を有している場合、又は財務上若しくは経営上の意思決定において他方の当事者に重要な影響力を行使する能力を有している場合、当該当事者は関連性があるとみなされる。

関係者

投資運用会社：	TORANOTEC投信投資顧問株式会社
管理会社：	エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
受託会社：	エイベックス・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド

関連当事者との取引及び残高

管理報酬

当ファンドは、TORANOTEC投資顧問株式会社を投資運用会社として任命し、当ファンドに対して投資運用及び助言サービスを提供している。投資運用契約に基づき、投資運用会社はクラスI受益証券の純資産価額に対して1.0%の12分の1、クラスR受益証券の純資産価額に対して1.1%の12分の1、米ドル建クラスP受益

証券の純資産額に対して0.7%の12分の1に相当する額を、四半期ごとに管理報酬として受け取る。管理報酬は毎月計算され、四半期毎に後払いされる。

当期発生した管理報酬は235米ドルであり、2022年9月16日（運用開始日）からの累計では63,810米ドルである。2024年12月31日時点における未払管理報酬は235米ドルである（2023年12月31日時点：13,149米ドル）。

TORANOTEC投資顧問株式会社は、クラスR-USD受益証券に対して107,000米ドル（2023年：0米ドル）の初回出資を行った。

8. 関連当事者（続き）

受託報酬

受託会社はファンドの資産から、(i)純資産価額の年0.02%、(ii)年間15,000米ドルのいずれか大きい額の報酬を受け取る権利がある。2024年12月31日に終了した会計年度及び2022年9月16日（運用開始日）から2023年12月31日までの期間における受託報酬は当ファンドに代わって投資運用会社が負担した。

管理会社報酬

管理会社はファンドの資産から年間35,000米ドルの報酬を受け取る権利がある。2024年12月31日に終了した会計年度及び2022年9月16日（運用開始日）から2023年12月31日までの期間、管理会社報酬はファンドに代わって投資運用会社が負担した。

9. 財務リスク管理

効果的なリスク管理は、投資者に一貫して価値を付加するというファンドの目的に不可欠である。リスク管理の焦点は、リスクの特定、評価、管理、監視である。

当ファンドの活動は、市場リスク（価格リスク、為替リスク、金利リスクを含む）、信用リスク、流動性リスクなど、さまざまな金融リスクにさらされている。

9.1 市場リスク

市場リスクとは、市場価格の変動がファンドの収益又は保有する金融商品の価値に影響を及ぼすリスクのことである。市場リスク管理の目的は、市場リスク・エクスポージャーを許容可能なパラメータの範囲内で管理・コントロールしつつ、リターンを最適化することである。

9.1.1 価格リスク

価格変動リスクとは、当ファンドの投資対象、その発行体の固有の要因、又は市場で取引されるすべての金融商品に影響を与える要因によって金融商品の市場価格が変動する結果、当ファンドが保有する金融商品の価値が変動するリスクのことである。

当ファンドは、投資先ファンドの価格変動リスクにさらされており、元本損失のリスクがある。投資運用会社は、投資の分散と選択を通じ、上場又は実現化が意図されている投資先ファンドに投資することによりこのリスクを緩和している。

本財務書類の注記5に開示されている投資先ファンドへの投資は、価格変動リスクにさらされている。

他のすべての変数が一定であると仮定した場合、2024年12月31日時点の個別市場価格が10%下落することが合理的にあり得るとすると、投資者に帰属する純資産は12,825米ドル（2023年：729,388米ドル）減少し、これはファンドの純資産の9.6%（2023年：償還前の9.8%）に相当することになる。

個別市場価格が上昇した場合は、同様に逆の効果をもたらす。

9. 財務リスク管理（続き）

9.1 市場リスク（続き）

9.1.1 価格リスク（続き）

2024年12月31日及び2023年12月31日現在、採用した投資戦略別及び投資地域別に、償還前の純資産の10%を超える公正価値の投資先ファンドへの投資エクスポージャーを以下の表に開示する。

米ドル	戦略	地域	公正価値	償還前 純資産比
2024年12月31日				
プリズム・インカム・ファンド	プライベート・ デット・ファンド	モーリシャス	128,247	96.00%
			128,247	96.00%
2023年12月31日				
アリクサ・エンハンスト・ インカム・ファンド・ オフショア・フィーダー	リアルエステート・ デット・ファンド	米国	2,209,625	30.03%
ジー・エス・エー・ コーラル・スチューデント・ ポートフォリオ	ファンド・オブ・ ファンズ	ルクセンブルク	2,225,049	30.24%
モントルー・ヘルスケア・ ファンド・リミテッド	プライベート・ エクイティ・ファンド	英国	1,011,329	13.75%
プリズム・インカム・ファンド	プライベート・ デット・ファンド	モーリシャス	1,847,872	25.11%
			7,293,875	99.13%

9.1.2 通貨リスク

IFRS第7号で定義される通貨リスクは、将来の取引、認識された通貨建ての貨幣性資産及び貨幣性負債の価値が外国為替レートの変動により変動することにより発生する。IFRS第7号は、非貨幣性資産及び負債に関連する外国為替エクスポージャーを、外国通貨リスクではなく市場価格リスクの構成要素とみなしている。しかし、投資運用会社はすべての外貨建資産及び負債に係るエクスポージャーを監視している。

9. 財務リスク管理（続き）

9.1 市場リスク（続き）

9.1.2 通貨リスク（続き）

投資運用会社は、外国為替レートの変動の将来の方向性と当ファンドへの潜在的な影響に関する見解を策定する場合、それを投資ポートフォリオの配分の決定に織り込む。当ファンドが米ドル建て以外の有価証券の価格に対する外国為替レートの変動に直接エクスポージャーを持つ一方、当ファンドが投資する特定の企業の収益に対する外国為替レートの変動の影響を、それらの企業の有価証券が米ドル建てであっても間接的に受ける可能性がある。

投資運用会社は、当ファンドの金銭的及び非金銭的な外国為替エクスポージャーを定期的に監視している。

2024年12月31日現在、当ファンドは米ドル以外の通貨建てで1,055米ドル（2023年：341米ドル）の現金及び現金同等物を保有している。

他のすべての変数が一定であると仮定した場合、報告日時点で米ドルが外貨に対して5%（2023年：5%）弱くなると、投資者に帰属する純資産は53米ドル（2023年：17米ドル）減少することになる。

9.1.3 金利リスク

金利リスクは、金利の変動により金融商品の公正価値又は将来キャッシュフローが変動するリスクのことである。

当ファンドは金利変動の影響を受ける投資を保有していなかったため、当ファンドの期間損益の感応度は表示していない。

当ファンドは、市場金利の実勢水準の変動による公正価値キャッシュフロー及び金利リスクへのエクスポージャーが限定的である。

当ファンドの現金及び現金同等物は有利子銀行預金で構成されている。これらの預金は短期市場金利口座に投資されているため、投資運用会社は、金利の変動が2024年12月31日現在及び2023年12月31日現在の投資者に帰属する純資産のキャッシュフローに重要な影響を与えないと考えており、そのため感応度分析は行っていない。

9.2 流動性リスク

流動性リスクは、当ファンドが、支払期日が到来した債務を全額決済するのに十分な現金を確保できない、又は著しく不利な条件でしか決済できない可能性があるリスクである。当ファンドは、四半期毎に償還可能受益証券の現金償還にさらされている。

当ファンドは、活発な市場で取引されていない非上場投資先ファンドに定期的に投資する場合がある。その結果、ファンドの流動性要件を満たすために、これらの金融商品への投資を公正価値に近い金額で迅速に清算できなかつたり、特定の発行体の信用力の悪化など特定の事象に対応できない可能性がある。

当ファンドの流動性管理に対するアプローチは、可能な限り、許容できない損失を被ることなく、またファンドの評判を傷つけるリスクを冒すことなく、通常の状況下でもストレスのかかった状況下でも、支払期日に債務を履行するのに十分な流動性を常に確保することである。流動性リスクは、所定の方針及び手続きに従って投資運用会社が監視する。当ファンドの償還方針では、投資者は償還日に関連する評価日の65暦日前に通知を行うことが規定されている。

9. 財務リスク管理（続き）

9.2 流動性リスク（続き）

以下の表は、財政状態計算書の日付から契約上の満期日までの残存期間に基づく関連した満期グループの開示である。

米ドル	7日未満	7日から 1ヵ月	1ヵ月から 12ヵ月	12ヵ月以上	保留
2024年12月31日					
契約上のキャッシュ・インフロー					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	128,247	-	-
現金及び現金同等物	16,667	-	-	-	-
契約上のキャッシュ・アウトフロー					
その他の支払債務	-	-	-11,330	-	-
償還可能受益者に帰属する純資産	-	-	-133,584	-	-

16,667	-	-16,667	-	-
--------	---	---------	---	---

米ドル	7日未満	7日から 1ヵ月	1ヵ月から 12ヵ月	12ヵ月以上	保留
2023年12月31日					
契約上のキャッシュ・インフロー					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	6,282,546	-	1,011,329*
現金及び現金同等物	133,217	-	-	-	-
契約上のキャッシュ・アウトフロー					
償還金支払債務	-	-	-7,358,082	-	-
その他の支払債務	-	-	-69,010	-	-
	133,217	-	-1,144,546	-	1,011,329

*本項はモントルー・ヘルスケア・ファンド・リミテッド（以下「モントルー」という。）と関連する。モントルーは、その投資先マスターファンドを通じて、民間のヘルスケア・プロバイダーであるアクティブ・ケア・グループ（ACG）へ投資している。ACGはモントルーの唯一の投資対象である。

2022年10月3日付でマスターファンドが送付した投資家への通知によると、ACGは現在のレベルの投資を支えることができない状況であり、ACGの売却プロセスを開始したということであった。ACGの売却プロセスは2022年10月に開始された。マスターファンドの取締役は、売却交渉が進行している間、申込や償還を正確に処理する目的のために、ACGの公正価値を正確に算定することができないと判断し、2022年10月3日からACGの売却が完了するまでマスターファンドをクローズ期間に移行させることを決議した。

2023年9月1日付でモントルーが発行した投資家への通知によると、マスターファンドのクローズに続き、モントルーの取締役は、投資家の資本を保護するため、2023年7月31日からクローズ期間を設けるべきであると結論付けた。クローズ期間は、ACGの売却手続きが完了又は中止され、マスターファンドの再開日まで継続される。さらにその通知によれば、クローズ期間中、モントルーの純資産価額は算出されず、申込みに対して参加投資証券の新規発行は行われず、償還請求は処理されないということであった。

2024年12月31日時点において、モントルーに対する投資持分は、2024年1月1日付評価額1,011,329米ドルにて、現物交付の形で当ファンドの投資家に分配された。

9. 財務リスク管理（続き）

9.3 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の取引相手方が債務を履行しないことによりファンドに財務上の損失をもたらすリスクのことをいう。ファンドは、取引相手方又は発行体が現金及び現金同等物に関する契約上の債務を履行できない、又は履行する意思がない結果として発生する信用関連損失のリスクにさらされている。信用リスクに関するファンドの方針は、特定の信用基準を満たす取引相手方とのみ取引を行うことにより、債務不履行のリスクが高いと考えられる取引相手方に対する信用エクスポージャーを最小限に抑えることである。信用リスクは、所定の方針及び手続きに従って投資運用会社が監視する。

当ファンドの活動は、取引の決済時にリスクを生じさせる可能性があり、これにより契約上合意された現金、有価証券又はその他の資産の引渡義務を履行しない者による損失リスクにさらされる。大半の取引について、ファンドはブローカーを通じて決済を行うことでこのリスクを軽減しているため、債務不履行のリスクは最小と考えられる。

リスク管理のため、ファンドは信用リスク・エクスポージャーのすべての要素（個別債務不履行リスク、カントリーリスク、セクターリスクなど）を考慮し、統合している。報告日におけるファンドの最大信用リスク・エクスポージャーは、財政状態計算書の関連金融資産のそれぞれの帳簿価額で表される。

信用リスクの開示は、原金融商品がIFRS第9号の減損の開示の対象であるか否かに基づいて2つのセクションに区分される。

IFRS第9号の減損要件の対象となる金融資産

IFRS第9号における予想信用損失モデルの対象となるファンドの金融資産は、現金及び現金同等物である。2024年12月31日現在及び2023年12月31日現在、損失引当金は計上されておらず、個々の発行体又は発行体グループに対する信用リスクの著しい集中もなく、償却原価で計上されている金融資産のうち、支払期日が経過したもの又は減損したものはなく、償却された金額もない。

IFRS第9号の減損要件が適用されない金融資産

2024年12月31日現在及び2023年12月31日現在、当ファンドは投資先ファンドへの投資について信用リスクにさらされているが、これらはFVTPLで測定されているため、IFRS第9号の減損要件は適用されない。IFRS第9号に基づくこれらの資産の帳簿価額は、金融商品に係る当ファンドの信用リスクに対する報告日時点の最大エクスポージャーを表しているためIFRS第9号の減損要件は適用されない。したがって、これらの金融商品については、信用リスクに対する最大エクスポージャーを個別に開示していない。

スタンダード&プアーズの格付けによる最大信用エクスポージャー及びカウンターパーティ信用格付けは以下の通りである。

	2024年		2023年	
	S&P格付け	米ドル	S&P格付け	米ドル
現金及び現金同等物	A - 1	16,667	A - 1	133,217

投資先ファンドへの投資について取得可能な信用格付はないが、投資運用会社は、これらの投資先ファンドは許容される信用品質を有していると判断している。

9. 財務リスク管理（続き）**9.4 資本リスク管理**

当ファンドの資本は、償還可能受益証券の受益者に帰属する純資産で表され、財政状態計算書に表示される。当ファンドが資本を管理する目的は、投資者にリターンを提供し、その他のステークホルダーに利益を提供し、当ファンドの投資活動の発展を支える強固な資本基盤を維持するために、当ファンドの継続企業としての継続能力を保護することである。

資本構造を維持するため、当ファンドは以下の方針を実施している。

- ・同じ期間内に清算できると予想される資産に対して、四半期ごとの申込及び償還の水準を監視する。
- ・当ファンドの募集文書に従い、新受益証券の償還及び発行を行う。その際、償還を制限したり、一定の最低保有額や申込額を要求することができる。

受託会社と投資運用会社は、投資者に帰属する純資産価額に基づいて資本を監視する。

9.5 公正価値の見積り**公正価値測定**

活発な市場で取引される金融資産及び金融負債の公正価値は、期末日の取引終値における相場価格に基づいている。当ファンドは、金融資産と金融負債の両方について、最終取引市場価格を使用している。

活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するのに十分な頻度と量で、資産又は負債の取引が行われている市場をいう。容易に入手可能な活発な相場価格のある投資、又は活発な相場価格で公正価値を測定できる投資については、一般的に市場価格の観察可能性が高く、公正価値の測定に使用される判断の程度は低くなる。

活発な市場で取引されていない金融資産及び金融負債の公正価値は、評価技法を用いて決定される。活発な市場が存在しない金融商品について、当ファンドは、通常、業界内で一般的に標準的と認識されている評価手法及び技法に基づく内部開発モデルを使用することがある。

モデルのアウトプットは常に、確実に決定できない価値の推定値又は近似値であり、採用される評価技法は、ファンドが保有するポジションに関連するすべての要因を完全に反映していない可能性がある。そのため、評価額は、モデルリスク、流動性リスク、カウンターパーティ・リスクなどの追加的な要因を考慮するために、必要に応じて調整される。

IFRS第13号は、公正価値で測定され報告される投資についての開示強化を要求している。IFRS第13号は、公正価値で投資を測定する際に使用される市場価格の観察可能性レベルに優先順位をつけ、ランク付けする階層的開示の枠組みを確立している。市場価格の観察可能性は、投資の種類や投資特有の特性など、いくつかの要因に影響される。

投資先ファンドへの投資の評価

当ファンドの投資先ファンドへの投資は、各投資先ファンドの募集書類の条件に従う。投資先ファンドへの投資は、投資先ファンドの管理会社が決定した、各投資先ファンドの当該受益証券の最新の償還価格に基づいて評価される。当ファンドは、投資先ファンドから入手した報告情報の詳細を検討し、以下を考慮する。

9. 財務リスク管理（続き）

9.5 公正価値の見積り（続き）

公正価値測定（続き）

- ・ 投資先ファンド又はその原資産の流動性
- ・ 提供される純資産価額（NAV）の起算日
- ・ 償還に関する制限
- ・ 会計の基礎、及び会計の基礎が公正価値以外の場合には、投資先ファンドのアドバイザーが提供する公正価値についての情報

損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される投資先ファンドへの投資で、入手可能な相場価格がないものの公正価値は、当該ファンドの各管理事務代行者が報告する現在の純資産価額、又は1口当たり純資産価格に基づく。

2024年12月31日現在、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の100%（2023年：100%）は、上記の方針に従って公正価値が設定された投資先ファンドへの投資である。投資先ファンドの投資証券は公開取引されていないため、当ファンドによる償還は、各投資先ファンドの募集要項に定められた償還日に、必要な通知期間に従ってのみ可能である。当ファンドが投資先ファンドへの投資の償還を要求する権利の頻度は、償還によって異なる場合がある。その結果、投資先ファンドの帳簿価額は、最終的に償還時に実現される価額を示していない可能性がある。さらに、当ファンドが投資している投資先ファンドに投資している他の投資家の行動により、当ファンドが重大な影響を受ける可能性がある。

投資先ファンドは活発な市場で取引されておらず、その公正価値は評価技法を用いて決定される。評価額は主に、投資先ファンドの管理事務代行者が報告した、投資先ファンドの入手可能な最新の純資産価額に基づいている。

IFRS第13号では、公正価値測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがある。

- ・ レベル1のインプットは、企業が測定日において入手可能な、活発な市場における同一の資産又は負債の相場価格（調整前）
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプット
- ・ レベル3のインプットは、資産又は負債について観察可能でないインプット

公正価値測定全体を分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要性のある最低レベルのインプットに基づいて決定される。この目的のため、インプットの重要性は、公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定が観察可能なインプットを使用しており、観察可能でないイン

プットに基づく重要な調整を必要とする場合、その測定はレベル3の測定となる。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価には、資産又は負債に固有の要因を考慮した判断が求められる。

9. 財務リスク管理（続き）

9.5 公正価値の見積り（続き）

公正価値測定（続き）

何が「観察可能」であるかの判断は、当ファンドによる重要な判断が求められる。当ファンドでは、観察可能なデータとは、容易に入手可能で、定期的に配布又は更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的ではなく、市場取引によって裏付けられ、関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データとみなしている。

以下の表は、2024年12月31日現在、公正価値で測定されるファンドの金融資産を公正価値ヒエラルキーで分析したものである。

米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2024年12月31日				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資先ファンド	-	-	128,247	128,247
	-	-	128,247	128,247

以下の表は、2023年12月31日現在、公正価値で測定されるファンドの金融資産を公正価値ヒエラルキーで分析したものである。

米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2023年12月31日				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資先ファンド	-	-	7,293,875	7,293,875
	-	-	7,293,875	7,293,875

投資先ファンドは活発な市場で取引されておらず、各投資先ファンドの管理事務代行者から報告された投資先ファンドの純資産価額を用いて公正評価している。これらの投資先ファンドについて、経営陣は、当ファンドが財政状態計算書の日付の1口当たり純資産価格で投資先ファンドの投資を償還できたと信じている。

レベル3に分類された投資は、1本の投資先ファンドで構成されており、投資先ファンドの管理事務代行者が報告した純資産価額を参照して公正評価している。

投資運用会社は、レベル3の評価を定期的に見直し、業界内で一般的に標準的と認識されている様々な評価方法及び評価技法を用いて、評価モデルのインプット及び評価結果の妥当性を検討している。最も適切な評価モデルを選択する際、投資運用会社はバックテストを実施し、歴史的にどのモデルの結果が実際の市場取引に最も近いかを検討している。

9. 財務リスク管理（続き）

9.5 公正価値の見積り（続き）

レベル3のヒエラルキー内の観察不能なインプットの著しい変動に対する感応度分析

2024年12月31日現在及び2023年12月31日現在、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類され、公正価値測定に使用される観察可能でない重要なインプット及び定量的感応度分析は以下のとおりである。

説明	2024年12月31日 の公正価値	評価技法	観察可能 でない インプット	合理的に 起こりうる 変動+/- (絶対値)	評価額の変更 +/-
ブリズム・インカム・ファンド	128,247米ドル	純資産価額	該当なし	該当なし	該当なし
説明	2023年12月31日 の公正価値	評価技法	観察可能 でない インプット	合理的に 起こりうる 変動+/- (絶対値)	評価額の変更 +/-
アリクサ・エンハンスト・インカム・ファンド・オフショア・リーダー	2,209,625米ドル	純資産価額	該当なし	該当なし	該当なし
ジー・エス・エー・コーラル・スチューデント・ポートフォリオ	2,225,049米ドル	純資産価額	該当なし	該当なし	該当なし
モントルー・ヘルスケア・ファンド・リミテッド	1,011,329米ドル	純資産価額	該当なし	該当なし	該当なし
ブリズム・インカム・ファンド	1,847,872米ドル	純資産価額	該当なし	該当なし	該当なし
	<u>7,293,875米ドル</u>				

9. 財務リスク管理（続き）

9.5 公正価値の見積り（続き）

評価技法

当ファンドの投資運用会社は、この投資先ファンドの評価に使用される評価技法とインプットが合理的で適切であることを確認するため、この投資先ファンドの純資産価額を公正価値測定のインプットとして使用する場合がある。このようなファンドの投資証券の取引は定期的に発生するものではない。この公正価値を測定するにあたり、投資先ファンドの純資産価額は、償還の制限、ロックアップ期間、将来のコミットメント、及び投資先ファンドと投資運用会社のその他の特定の要因を反映するため必要に応じて調整される。

評価プロセス

受託会社は、投資市場に関する知識に基づき、最新の評価額を検討した。評価査定は公開情報に基づいて行われ、2024年12月31日現在及び2023年12月31日現在の既存の事実と状況を反映している。評価査定はまた、投資運用会社を実施するクオリティ・レビュー手続きの対象となる。投資運用会社は、評価計算の情報を関連文書及び市場情報と一致させることにより、直近の評価で適用した主要なインプットを検証する。

以下の表は、2024年12月31日現在及び2023年12月31日現在のレベル3の金融商品の公正価値のすべての変動に関し調整した表である。

米ドル	2024年	2023年
期首残高	7,293,875	-
投資ファンドの購入	126,811	6,814,213
投資ファンドの売却	-7,293,875	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純未実現利益	1,436	479,662
期末残高	128,247	7,293,875
期末時点で保有し、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の未実現評価損益に含まれるレベル3の資産の未実現評価損益の変動	1,436	479,662

2024年12月31日に終了した年度及び2022年9月16日（運用開始日）から2023年12月31日までの期間中にレベル間の移動はなかった。

10. 報告日以降の出来事

報告日から財務書類承認日までの間に、合計2,887口のクラスR-USD償還可能受益証券が発行され、金額は29,361米ドルとなった。年末以降に償還や分配は行われていない。

取締役は、継続企業としての前提に重要な疑義を生じさせるような不確実性が存在しないことを確認しており、また、報告日から財務書類承認日までの間に、その他の重要な事象は発生していない。

11. 財務書類の承認

財務書類は2025年6月18日に受託会社により承認され、発行が許可された。

[次へ](#)

（ 3 ）投資有価証券明細表等

本ファンドの投資有価証券明細表等については、「（ 2 ）損益計算書」の項目に記載したファンドの「注記9.1.1 価格リスク」をご参照ください。

[次へ](#)

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Statement of Financial Position
as at 31 December 2024**

<i>In US Dollars</i>	Notes	2024	2023
ASSETS			
Non-current assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	5	128,247	-
Current assets			
Cash and cash equivalents	4	16,667	133,217
Financial assets at fair value through profit or loss	5	-	7,293,875
Total assets		144,914	7,427,092
LIABILITIES			
Current liabilities			
Redemption payable		-	7,358,082
Other payables	6	11,330	69,010
Total liabilities excluding net assets attributable to unitholders		11,330	7,427,092
Net assets attributable to unitholders*		133,584	-
Total liabilities		144,914	7,427,092

*Net assets attributable to unitholders are classified as financial liabilities as at 31 December 2024 and as equity at 31 December 2023.

Accompanying notes are an integral part of the financial statements.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Statement of Comprehensive Income**
for the year ended 31 December 2024

<i>In US Dollars</i>	Notes	For the year ended 31 December 2024	For the period from 16 September 2022 (date of commencement of operations) to 31 December 2023
Income			
Interest income		-	21
Distribution income		-	89,594
Net realised gains on financial assets at fair value through profit or loss		-	24,213
Net unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss	9.5	1,436	479,662
Net foreign exchange losses on cash and cash equivalents		(40)	(952)
Total income		<u>1,396</u>	<u>592,538</u>
Expenses			
Management fees	8	235	63,810
Audit fees		-	44,375
Organisation expenses		-	108,174
Legal fees		-	11,935
Professional fees		192	4,269
Bank charges		69	1,893
Total expenses		<u>496</u>	<u>234,456</u>
Increase in net assets attributable to unitholders		<u>900</u>	<u>358,082</u>

Accompanying notes are an integral part of the financial statements.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Statement of Changes in net assets attributable to redeemable unitholders**
for the year ended 31 December 2024

<i>In US Dollars</i>	Note	2024	2023
Net assets attributable to unitholders at 1 January 2024/ 16 September 2022 (date of commencement of operations)		-	-
Issuance of redeemable units	7	132,684	7,000,000
Redemption of redeemable units	7	-	(7,358,082)
Increase in net assets attributable to unitholders		900	358,082
Net assets attributable to unitholders at 31 December*		133,584	-

* During the year ended 31 December 2024, net assets attributable to unitholders are classified as a liability and during the year ended 31 December 2023, net assets attributable to unitholders are classified as equity.

A breakdown of the Fund's equity balance for the period ended 31 December 2023 is disclosed in the table below:

<i>In US Dollars</i>	Redeemable share capital	Retained earnings	Total
Net assets attributable to unitholders at 16 September 2022 (date of commencement of operations)	-	-	-
Issuance of redeemable units	7,000,000	-	7,000,000
Redemption of redeemable units	(7,000,000)	(358,082)	(7,358,082)
Increase in net assets attributable to unitholders	-	358,082	358,082
Net assets attributable to unitholders at 31 December 2023	-	-	-

Accompanying notes are an integral part of the financial statements.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Statement of Cash Flows
for the year ended 31 December 2024**

<i>In US Dollars</i>	Notes	For the year ended 31 December 2024	For the period from 16 September 2022 (date of commencement of operations) to 31 December 2023
Cash flows from operating activities			
Increase in net assets attributable to unitholders		900	358,082
<i>Adjustments for:</i>			
Interest income		-	(21)
Net realised gains on financial assets at fair value through profit or loss		-	(24,213)
Net unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss		(1,436)	(479,662)
Net foreign exchange losses on cash and cash equivalents		40	952
		<u>(496)</u>	<u>(144,862)</u>
(Decrease)/increase in other payables		(57,680)	69,010
Sale/(purchase) of financial assets at fair value through profit or loss		6,155,735	(6,790,000)
Cash generated from/(used in) operations		<u>6,097,559</u>	<u>(6,865,852)</u>
Interest received		-	21
Net cash generated from/(used in) operating activities		<u>6,097,559</u>	<u>(6,865,831)</u>
Cash flows from financing activities			
Proceeds from issuance of redeemable units	7	132,684	7,000,000
Payment on redemption of redeemable units	7	(6,346,753)	-
Net cash (used in)/generated from financing activities		<u>(6,214,069)</u>	<u>7,000,000</u>
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents		<u>(116,510)</u>	<u>134,169</u>
Cash and cash equivalents at the beginning of the year/period		133,217	-
Exchange losses on cash and cash equivalents		(40)	(952)
Cash and cash equivalents at the end of the year/period	4	<u>16,667</u>	<u>133,217</u>
Non-cash flows from operating and financing activities			
Non-cash sale of financial assets at fair value through profit or loss		1,011,329	-
Non-cash redemption of redeemable units		(1,011,329)	-
		<u>-</u>	<u>-</u>

Accompanying notes are an integral part of the financial statements.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****1. General information**

Jewel Box Fund (the "Fund") is an open-ended unit trust established by the Trust Deed and is registered as an exempted trust under the Trust Act (Revised) of the Cayman Islands on 18 March 2022. The Fund has been established for a finite period and will terminate 149 years after its establishment unless terminated earlier. The Fund was registered under Section 4(3) of the Mutual Funds Act (2021 Revision) of the Cayman Islands on 1 June 2022 with registration number 1976214 and commenced operations on 16 September 2022.

The Fund has been structured as an investment fund to allow its unitholders to collectively invest in accordance with the investment objective and strategies. The investment objective of the Fund is to pursue stable returns in mid-long term, maintaining low correlation with traditional asset classes, by diversified investments into alternative assets in the form of fund of funds. In order to achieve the investment objective, the Investment Manager will invest the assets of the Fund primarily in underlying funds of private market or alternative strategies.

The investment activities of the Fund are managed by TORANOTEC Asset Management Ltd. (the "Investment Manager"), and the administration of the Fund is delegated to Apex Fund Services (Cayman) Ltd. (the "Administrator").

2. Material accounting policies

The material accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below.

2.1 Basis of preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with IFRS[®] Accounting Standards ("IFRS") and the requirements of the Trust Deed. IFRS comprise the following authoritative literature:

- IFRS Accounting Standards
- IAS[®] Standards
- Interpretations developed by the IFRS Interpretations Committee (IFRIC[®] Interpretations) or its predecessor body, the Standing Interpretations Committee (SIC[®] Interpretations).

The financial statements have been prepared on the historical cost basis, except for financial instruments at fair value through profit or loss, which are measured at their fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Trustee to exercise its judgement in the process of applying the Fund's accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements, are disclosed in Note 3.

The Investment Manager commits to cover all or a portion of the Fund's operating costs, as may be necessary, to ensure the continuity of the Fund in the next twelve months after the year ended 31 December 2024. The Investment Manager has no reason to believe that the Fund will not continue as a going concern in the year ahead and has adopted the going concern basis in preparing the financial statements. The Investment Manager has established that there is no material uncertainty that casts doubt on the ability of the Fund to continue as a going concern.

2.2 New standards, amendments and interpretations

(a) Standards and amendments to existing standards effective 1 January 2024

- Classification of Liabilities as Current or Non-Current and Non-Current Liabilities with Covenants - Amendments to IAS 1

The Fund has adopted the above standard and interpretation, and the amendment did not have a material effect on the financial statements of the Fund. The adoption did not result in any substantial changes to the Fund's accounting policies but may affect the accounting for future transactions or arrangements.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Notes to the Financial Statements**
*for the year ended 31 December 2024***2. Material accounting policies (continued)****2.2 New standards, amendments and interpretations (continued)**

(b) Standards, amendments and interpretations that are not yet effective and have not been early adopted by the Fund
A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for periods beginning on or after 1 January 2024 and have not been early adopted in preparing these financial statements.

- IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements (effective 1 January 2027)
- Classification and Measurement of Financial Instruments – Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, and Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11 (effective 1 January 2026)
- IAS 7 Statement of Cash Flows: Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11 - Cost method (effective 1 January 2026)

None of the above new standards, amendments to standards and interpretations are expected to have a material effect on the financial statements of the Fund. The above standards and amendments will be adopted by the Fund when applicable and effective.

2.3 Structured entities

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. A structured entity often has some or all of the following features or attributes: (a) restricted activities, (b) a narrow and well-defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity to investors, (c) insufficient equity to permit the structured entity to finance its activities without subordinated financial support and (d) financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks (tranches).

The Fund considers all its investments in other funds (“Investee Funds”) to be investments in unconsolidated structured entities. The Fund invests in Investee Funds whose objectives range from achieving medium to long term capital growth. The Investee Funds are managed by unrelated asset managers and apply various investment strategies to accomplish their respective investment objectives. The Investee Funds finance their operations by issuing limited partnership interests or redeemable units which are puttable at the holder’s option and entitles the holder to a proportional stake in the respective fund’s net assets. The Fund holds limited partnership interests or redeemable units in each of its Investee Funds.

The change in fair value of each Investee Fund is included in the Statement of Comprehensive Income in ‘net realised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss’ or ‘net unrealised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss’.

2.4 Foreign currency translation*(a) Functional and presentation currency*

The Fund’s subscriptions and redemptions of redeemable units are denominated in United States Dollar (“US Dollar” or “US\$”). The performance of the Fund is measured and reported to investors in US Dollar. Management considers the US Dollar as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions. The financial statements are presented in US Dollar, which is the Fund’s functional and presentation currency.

(b) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into the functional currency using the exchange rate prevailing at the Statement of Financial Position date. Foreign exchange gains and losses arising from translation are included in the Statement of Comprehensive Income.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****2. Material accounting policies (continued)****2.4 Foreign currency translation (continued)***(b) Transactions and balances (continued)*

Foreign exchange gains and losses relating to cash and cash equivalents are presented in the Statement of Comprehensive Income within 'net foreign exchange gains or losses on cash and cash equivalents'.

Foreign exchange gains or losses relating to the financial assets and liabilities carried at fair value through profit or loss are presented in the Statement of Comprehensive Income within 'net realised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss' or 'net unrealised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss'.

2.5 Financial instruments**2.5.1 Classification**

In accordance with IFRS 9 Financial Instruments, financial assets and liabilities are classified into the following measurement categories:

- Those to be measured subsequently at fair value through other comprehensive income ("FVOCI"), and fair value through profit or loss ("FVTPL").
- Those to be measured at amortised cost.

The classification of the categories depends on the Fund's business model for managing financial assets and liabilities, and the contractual cash flow characteristics of the financial assets and financial liabilities.

The Fund's investment in financial assets and liabilities is classified at FVTPL. None of the Fund's financial assets and liabilities are held at FVOCI at year end.

Financial assets are measured at fair value through profit or loss ("FVTPL") if:

- Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding; or
- It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVTPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

The Fund classifies its investment in Investee Funds at FVTPL.

Financial assets measured at amortised cost

A financial asset is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding. The Fund includes in this category cash and cash equivalents.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at fair value through profit or loss. The Fund includes in this category accounts payable and accrued expenses.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Notes to the Financial Statements**
*for the year ended 31 December 2024***2. Material accounting policies (continued)****2.5 Financial instruments (continued)****2.5.2 Recognition, derecognition and measurement**

Regular purchases and sales of investments are recognised on the trade-date, the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Financial assets at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value. Transaction costs are expensed as incurred in the Statement of Comprehensive Income.

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the financial assets have expired or have been transferred and the Fund has transferred substantially all the risks and rewards of ownership.

Subsequent to initial recognition, all financial assets at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income within the 'net realised and unrealised gains/(losses) in fair value on financial assets at fair value through profit or loss' in the period in which they arise.

2.5.3 Fair value measurement principles

IFRS 13 defines fair value as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date under current market conditions.

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the Statement of Financial Position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss of the Statement of Comprehensive Income.

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets are based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The Fund utilises the last traded market price for both financial assets and financial liabilities where the last traded price falls within the bid-ask spread. In circumstances where the last traded price is not within the bid-ask spread, management will determine the point within the bid-ask spread that is most representative of fair value.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined using valuation techniques. The Fund uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each reporting date. Valuation techniques used include the use of comparable recent ordinary transactions between market participants, reference to other instruments that are substantially the same and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs.

The Investment Manager may, at its discretion, permit any other method of valuation to be used if they consider that such method of valuation better reflects fair value and is in accordance with sound accounting practice.

2.5.4 Transfers between levels of the fair value hierarchy

There were no transfers between the levels of the fair value hierarchy during the year/period ended 31 December 2024 and 31 December 2023.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****2. Material accounting policies (continued)****2.6 Expected credit losses on financial assets measured at amortised cost**

At each reporting date, the Fund shall measure the loss allowance on financial assets measured at amortised cost at an amount equal to the lifetime expected credit losses if the credit risk has increased significantly since initial recognition. If, at the reporting date, the credit risk has not increased significantly since initial recognition, the Fund shall measure the loss allowance at an amount equal to 12-month expected credit losses. Significant financial difficulties of the counterparty, probability that the counterparty will enter bankruptcy or financial reorganisation, and default in payments is all considered indicators that amounts may be credit impaired. If the credit risk increases to the point that it is considered to be credit impaired, interest income will be calculated based on the net carrying amount (after deduction of the loss allowance). A significant increase in credit risk is defined by management as any contractual payment which is more than 30 days past due. Any contractual payment which is more than 90 days past due is considered credit impaired.

2.7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include deposits held at call with banks and other short-term investments in an active market with original maturities of three months or less.

2.8 Accrued expenses

Accrued expenses are recognised initially at fair value and subsequently stated at amortised cost using the effective interest method.

2.9 Redeemable interest in the Fund

The Fund issues two classes (2023: one class) of redeemable units, which are redeemable at the unitholder's option. Such redeemable units are classified as liabilities (2023: equity). In the current year, the Fund reclassified redeemable units from equity to liabilities as the Fund has more than one class of redeemable units in issue which do not have identical rights and is redeemable at the unitholder's option. Redeemable units can be redeemed at any Redemption Day as the Trustee may determine for cash equal to a proportionate share of the Fund's net asset value.

The redeemable units are carried at amortised cost which corresponds to the redemption amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the unitholder exercises the right to redeem units. Redeemable units are issued and redeemed at the unitholder's option at prices based on the Fund's net asset value per share at the time of issue or redemption. The Fund's net asset value per share is calculated by dividing the net assets attributable to the unitholders of each class of redeemable units with the total number of outstanding redeemable units for each respective class. In accordance with the provisions of the Fund's regulations, investment positions are valued based on the last traded market price for the purpose of determining the net asset value per share for subscriptions and redemptions.

2.10 Distribution income

Distribution income from Investee Funds is recognised in profit or loss of the Statement of Comprehensive Income on the distribution date which is the date when the Fund's right to receive payment is established.

2.11 Taxation

The Fund is not subject to any income, withholding or capital gains taxes in the Cayman Islands. The Fund is registered as an exempted trust pursuant to section 74 of the Trust Act (Revised) of the Cayman Islands. The Fund has applied for a tax exemption certificate from the Financial Secretary of the Cayman Islands, which, if granted, will provide that, for a period of up to 50 years from the date of the creation of the Fund, no law that is thereafter enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains, or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any property comprised in the Fund, or to any income arising under the Fund or to the Trustee or to the unitholders in respect of any such property or income.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****2. Material accounting policies (continued)****2.11 Taxation (continued)**

Unitholders will not be subject to any income, withholding or capital gains taxes in the Cayman Islands, with respect to the redeemable units owned by them and distributions received on such redeemable units, nor will they be subject to any estate or inheritance taxes in the Cayman Islands.

It is possible that certain dividends, interest and other income received by the Fund from sources within certain countries will be subject to withholding taxes imposed by such countries. In addition, the Fund may also be subject to capital gains taxes or other taxes in some of the countries where it purchases and sells securities or otherwise conducts business. It is impossible to predict in advance the rate of tax that will be paid since the amount of the assets of the Fund to be invested in various countries is uncertain.

3. Use of significant accounting estimates and judgements

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the Trustee to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised and in any future periods affected.

Estimates and assumptions

Management makes estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The estimates and assumptions that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities are outlined below.

Fair value of investments in other funds

The fair value of investments in Investee Funds that are not quoted in an active market is determined by the net asset value issued by the administrators of the Investee Funds, as the net asset value represents the price at which the Fund can redeem its investments in such Investee Funds at the end of reporting period. The Investment Manager considers the above valuation approach as the best estimate of the fair value of the Investee Funds.

If the net asset value of the Investee Funds is not available or the Investment Manager considers that such net asset value is not reflective of the fair value, the Investment Manager may exercise judgment and discretion to determine the fair value of the Investee Funds. The Fund may determine the value of Investee Funds using its own models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognised as standard within the industry.

Models use observable data, to the extent practicable. However, areas such as credit risk (both own and counterparty), volatilities and correlations require management to make estimates. Changes in assumptions about these factors could affect the reported fair value of financial instruments. The sensitivity to unobservable inputs is based on the expectation of reasonable possible shifts in these inputs, taking into consideration historical volatility and estimations of future market movements.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****4. Cash and cash equivalents**

<i>In US Dollars</i>	2024	2023
Trading accounts	16,667	133,217
	16,667	133,217

5. Financial assets at fair value through profit or loss

<i>In US Dollars</i>	2024	2023
Investee Funds	128,247	7,293,875
	128,247	7,293,875

6. Other payables

<i>In US Dollars</i>	2024	2023
Management fee payable	235	13,149
Organisation expenses payable	-	300
Professional fees payable	192	-
Payable to manager	10,903	-
Audit fee payable	-	44,375
Legal fees payable	-	11,186
	11,330	69,010

7. Net assets attributable to unitholders

The Fund was established as an open-ended unit trust with an initial sum of US\$100 which was received by the Trustee and will be held by the Trustee on behalf of the Fund.

The Trustee may at any time and from time to time, designate a class of units with such rights, preferences and limitations as the Trustee, in consultation with the Management Company and the Investment Manager, may determine. Redeemable units may be issued on a subscription day (i.e. the first business day of each calendar month and/or such other days as the Management Company, in consultation with the Trustee and the Investment Manager may determine) in different classes by the Management Company on behalf of the Trustee in accordance with the Trust Deed, which are denominated in either US Dollar or Japanese Yen ("JPY"). The offering price for USD-class units: Class I-USD, Class R-USD and Class P-USD units is US\$10 per unit and JPY-class units: Class I-JPY and Class R-JPY is JPY1,000 per unit.

The minimum initial investment per unitholder in Class I units or Class R units is US\$100,000 (or currency equivalent) and for Class P-USD units is \$1,000,000 or such lesser amount as the Trustee may generally or in any particular case determine, provided that such lesser amount is consistent with the Fund being registered under section 4(3) of the Mutual Funds Act as may be amended from time to time. The minimum additional subscription amount in respect of Class I units or Class R units is US\$10,000 (or currency equivalent) and for Class P-USD units is US\$500,000.

For the year ended 31 December 2024, Class R-JPY and Class R-USD units have been issued and for the period from 16 September 2022 (date of commencement of operations) to 31 December 2023, only Class P-USD units have been issued.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****7. Net assets attributable to unitholders (continued)**

The analysis of movements in the number of redeemable units and net assets attributable to unitholders during the year/period is as follows:

<i>In units</i>	For the year ended 31 December 2024			For the period ended 31 December 2023	
	Class R-JPY	Class R-USD	Total	Class P-USD	Total
<i>Issued and fully paid number of units</i>					
Balance at beginning of the year/period	-	-	-	-	-
Issuance of redeemable units	4,000	10,700	14,700	700,000	700,000
Redemption of redeemable units	-	-	-	(700,000)	(700,000)
Balance at the end of the year/period	4,000	10,700	14,700	-	-
<i>Issued and fully paid redeemable units</i>					
Balance at beginning of the year/period	-	-	-	-	-
Issuance of redeemable units	25,684	107,000	132,684	7,000,000	7,000,000
Redemption of redeemable units	-	-	-	(7,358,082)	(7,358,082)
Increase in net assets attributable to unitholders	13	887	900	358,082	358,082
Balance at the end of the year/period	25,697	107,887	133,584	-	-

Redeemable units may be redeemed on the redemption date (i.e. the first business day in each of January, April, July and October in each year and/or such other days as the Trustee may determine) at the net asset value per share upon receiving 65 calendar days' written notice prior to valuation date from a unitholder.

A redemption fee of five per cent (5%) will be deducted from the redemption proceeds payable on the redemption of any Class I units, Class R units or Class P-USD units which have been in issue for less than 12 calendar months.

If a unitholder redeems ninety-five per cent (95%) or more of its units, the Fund may hold back and retain up to five per cent (5%) of the redemption proceeds as a reserve against changes to the Net Asset Value calculated with respect to that Redemption Day. The Trustee, in consultation with the Investment Manager, will determine whether and what percentage of redemption proceeds to retain. Any such retention shall be treated as a reduction of the Redemption Price.

If redemption requests for the redemption of units in aggregate of more than 25% of the net asset value of the Fund, the Management Company may reduce those redemption requests rateably and pro rata amongst all unitholders seeking to redeem units on the redemption date and to carry out only sufficient redemptions which, in aggregate, amount to the redemption threshold. Redemption requests which are not satisfied in full will be carried forward to the next redemption date but will not have any priority over other redemption requests.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****8. Related parties**

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Relationships

Investment Manager:	TORANOTEC Asset Management Ltd.
Management Company:	Emerging Asset Management Ltd.
Trustee:	Apex Fund Services (Cayman) Ltd.

Related party transactions and balances*Management fee*

The Fund has appointed TORANOTEC Asset Management Ltd. as the Investment Manager to provide investment management and advisory services to the Fund. Pursuant to the investment management agreement, the Investment Manager will receive a management fee equal to one twelfth of 1.0% per quarter of the net asset value of Class I units, one twelfth of 1.1% per quarter of the net asset value of Class R units and one twelfth of 0.7% per quarter of the net asset value of Class P-USD units. The management fee will be calculated monthly and will be payable quarterly in arrears.

Management fees incurred for the year amounted to US\$235 and for the period from 16 September 2022 (date of commencement of operations) to amounted to US\$63,810. Management fees payable at 31 December 2024 amounted to US\$235 (2023: US\$13,149).

TARANOTEC Asset Management provided USD 107,000 (2023:US\$0) initial subscription to class R-USD as seed capital.

Trustee fee

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Fund, a fee equal to the greater of (i) 0.02% of the Net Asset Value per annum and (ii) US\$15,000 per annum. For the year ended 31 December 2024 and for the period from 16 September 2022 (date of commencement of operations) to 31 December 2023, Trustee fees were incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

Management Company fee

The Management Company is entitled to receive, out of the assets of the Fund, a fee of US\$35,000 per annum. For the year ended 31 December 2024 and for the period from 16 September 2022 (date of commencement of operations) to 31 December 2023, Management Company fees were incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

9. Financial risk management

Effective risk management is integral to the Fund's objective of consistently adding value to unitholders. The focus of risk management is on identifying, assessing, managing, and monitoring risk.

The Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, currency risk and interest rate risk), credit risk and liquidity risk.

9.1 Market risk

Market risk is the risk that changes in the market prices will affect the Fund's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimising the return.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****9. Financial risk management (continued)****9.1 Market risk (continued)****9.1.1 Price risk**

Price risk is the risk that the value of a financial instrument fluctuates as a result of changes in market prices of instruments held whether caused by factors specific to the underlying investments of the Fund, its issuer or all factors affecting all instruments traded in the market.

The Fund is exposed to price risk on investments held in Investee Funds which presents a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through diversification and selection of investments by investing in underlying funds which are listed or otherwise intended to be realised.

The Fund's investment in Investee Funds as disclosed in Note 5 of these financial statements are subject to price risk.

Assuming that all other variables remain constant, a reasonably possible weakening in the individual market prices of 10% at 31 December 2024, would result in a decrease in the net assets attributable to unitholders of US\$12,825 (2023: US\$729,388), which represents 9.6% (2023: 9.8% before redemption) of the Fund's net assets.

A strengthening of individual market prices would have an equal but opposite effect.

At 31 December 2024 and 31 December 2023, the exposure to investments in Investee Funds at fair value greater than 10% of the net assets by strategy employed and exposure to various geographical regions is disclosed in the following table.

<i>In US Dollars</i>	Strategy	Geographical region	Fair value	% of net assets
31 December 2024				
Prism Income Fund	Private debt fund	Mauritius	128,247	96.00%
			128,247	96.00%

<i>In US Dollars</i>	Strategy	Geographical region	Fair value	% of net assets before redemption
31 December 2023				
Arixa Enhanced Income Fund Offshore Feeder	Real estate debt fund	United States of America	2,209,625	30.03%
GSA Coral Portfolio S.C.A SICAV-SIF - Coral Student Portfolio	Fund of funds	Luxembourg	2,225,049	30.24%
Montreux Healthcare Fund Ltd	Private equity fund	United Kingdom	1,011,329	13.75%
Prism Income Fund	Private debt fund	Mauritius	1,847,872	25.11%
			7,293,875	99.13%

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****9. Financial risk management (continued)****9.1 Market risk (continued)****9.1.2 Currency risk**

Currency risk, as defined in IFRS 7, arises as the value of future transactions, recognised monetary assets and monetary liabilities denominated in other currencies fluctuate due to changes in foreign exchange rates. IFRS 7 considers the foreign exchange exposure relating to non-monetary assets and liabilities to be a component of market price risk and not foreign currency risk. However, the Investment Manager monitors the exposure on all foreign currency denominated assets and liabilities.

When the Investment Manager formulates a view on the future direction of foreign exchange rates and the potential impact on the Fund, the Investment Manager factors that into their investment portfolio allocation decisions. While the Fund has direct exposure to foreign exchange rate changes on the price of non-US Dollar denominated securities, it may also be indirectly affected by the impact of foreign exchange rate changes on the earnings of certain companies in which the Fund invests, even if those companies' securities are denominated in US\$. The Investment Manager regularly monitors the Fund's monetary and non-monetary foreign exchange exposure.

At 31 December 2024, the Fund held cash and cash equivalents amounting to US\$1,055 (2023: US\$341) denominated in a currency other than the US Dollar.

Assuming that all other variables remain constant, a 5% (2023: 5%) weakening of the US Dollar against foreign currencies at the reporting date, would have decreased net assets attributable to unitholders by US\$53 (2023: US\$17).

9.1.3 Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in interest rates.

No sensitivity of the Fund's profit or loss for the year/period has been presented as the Fund did not hold any investments that are affected by changes in interest rates.

The Fund is subjected to limited exposure to fair value cash flow and interest rate risk due to fluctuations in prevailing levels of market interest rates.

The Fund's cash and cash equivalents consists of interest-bearing bank deposits. As these deposits are invested in short-term market interest rates accounts, the Investment Manager considers the movement in interest rates will not have significant cash flow impact on the net assets attributable to unitholders at 31 December 2024 and 31 December 2023 and accordingly, have not presented a sensitivity analysis.

9.2 Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Fund may not be able to generate sufficient cash resources to settle its obligations in full as they fall due or can only do so on terms that are materially disadvantageous. The Fund is exposed to quarterly cash redemptions of redeemable units.

The Fund may periodically invest in unlisted investee funds that are not traded in an active market. As a result, the Fund may not be able to quickly liquidate its investments in these instruments at an amount close to their fair value to meet its liquidity requirements or be able to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer.

The Fund's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Fund's reputation. Liquidity risk is monitored by the Investment Manager in accordance with policies and procedures in place. The Fund's redemption policy stipulates that unitholders must provide 65 days' notice prior to valuation date relevant to the redemption date.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Notes to the Financial Statements**
*for the year ended 31 December 2024***9. Financial risk management (continued)****9.2 Liquidity risk (continued)**

The following table discloses the relevant maturity groupings based on the remaining period, at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date:

<i>In US Dollars</i>	Less than 7 days	7 days to 1 month	1 to 12 months	More than 12 months	Suspended
31 December 2024					
Contractual cash inflows					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	-	128,247	-	-
Cash and cash equivalents	16,667	-	-	-	-
Contractual cash outflows					
Other payables	-	-	(11,330)	-	-
Net assets attributable to redeemable unitholders	-	-	(133,584)	-	-
	16,667	-	(16,667)	-	-

<i>In US Dollars</i>	Less than 7 days	7 days to 1 month	1 to 12 months	More than 12 months	Suspended
31 December 2023					
Contractual cash inflows					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	-	6,282,546	-	1,011,329*
Cash and cash equivalents	133,217	-	-	-	-
Contractual cash outflows					
Redemption payable	-	-	(7,358,082)	-	-
Other payables	-	-	(69,010)	-	-
	133,217	-	(1,144,546)	-	1,011,329

*This relates to Montreux Healthcare Fund Ltd ("Montreux"). Montreux holds an investment in a private healthcare provider, the Active Care Group ("ACG"), through its underlying master fund ("Master Fund"). ACG is the sole underlying investment of Montreux.

The Master Fund provided notification to investors dated 3 October 2022, that ACG is not in a position to support its current level of investment and a process was initiated to dispose of ACG. The process to dispose ACG commenced in October 2022. The directors of the Master Fund concluded that, while the sale is being negotiated, they will not be in a position to accurately determine the fair value of ACG for the purposes of accurately processing subscriptions or redemptions and have accordingly resolved that the Master Fund should enter into a close period with effect from 3 October 2022 to allow the sale of ACG to be completed.

According to the notice issued by Montreux to investors dated 1 September 2023, following the closure of the Master Fund, the directors of Montreux concluded that Montreux should enter into a close period which commenced on 31 July 2023 to protect investor capital. The closed period will continue until the date on which the sale of the ACG is either completed or terminated and the Master Fund reopens. The notice further stated that during the closed period, the NAV of Montreux will not be calculated, no new participating units will be available for subscription and no redemption requests will be processed.

At 31 December 2024, the investment holding in Montreux was distributed in-kind to the Fund's investor effective 1 January 2024 at a value of US\$1,011,329.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Notes to the Financial Statements**
*for the year ended 31 December 2024***9. Financial risk management (continued)****9.3 Credit risk**

Credit risk is the risk that the counterparty to a financial instrument will cause a financial loss for the Fund by failing to discharge an obligation. The Fund is exposed to the risk of credit-related losses that can occur as a result of a counterparty or issuer being unable or unwilling to honour its contractual obligations on cash and cash equivalents. The Fund's policy over credit risk is to minimise its credit exposure to counterparties with perceived higher risk of default by dealing only with counterparties meeting specific credit standards. Credit risk is monitored by the Investment Manager in accordance with policies and procedures in place.

The Fund's activities may give rise to risk at the time of settlement of transactions which exposes it to the risk of loss due to the failure of an entity to honour its obligations to deliver cash, securities or other assets as contractually agreed. For the majority of transactions, the Fund mitigates this risk by conducting settlements through a broker therefore the risk of default is considered minimal.

For risk management purposes, the Fund considers and consolidates all elements of credit risk exposure (such as individual default risk, country and sector risk). The Fund's maximum credit risk exposure at the reporting date is represented by the respective carrying amounts of the relevant financial assets in the Statement of Financial Position.

Credit risk disclosures are segmented into two sections based on whether the underlying financial instrument is subject to IFRS 9's impairment disclosures or not.

Financial assets subject to IFRS 9's impairment requirements

The Fund's financial assets subject to the expected credit loss model within IFRS 9 are cash and cash equivalents. At 31 December 2024 and 31 December 2023, no loss allowance has been provided and there were no significant concentrations of credit risk to any individual issuer or group of issuers nor were any financial assets carried at amortised cost past due or impaired and no amounts have been written off.

Financial assets not subject to IFRS 9's impairment requirements

At 31 December 2024 and 31 December 2023, the Fund is exposed to credit risk on investments in Investee Funds and are not subject to IFRS 9's impairment requirements as they are measured at FVTPL. The carrying value of these assets, under IFRS 9 represents the Fund's maximum exposure to credit risk on financial instruments not subject to the IFRS 9's impairment requirements at the reporting date. Hence, no separate maximum exposure to credit risk disclosure is provided for these instruments.

The maximum credit exposure and counterparty credit ratings, as rated by Standard & Poor's are as follows:

	2024		2023	
	S&P Rating	US\$	S&P Rating	US\$
Cash and cash equivalents	A-1	16,667	A-1	133,217

No credit ratings were available for investment in Investee Funds, however the Investment Manager is of the opinion that these Investee Funds have an acceptable credit quality.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Notes to the Financial Statements**
*for the year ended 31 December 2024***9. Financial risk management (continued)****9.4 Capital risk management**

The capital of the Fund is represented by the net assets attributable to unitholders of redeemable units and shown in the Statement of Financial Position. The Fund's objective when managing capital is to safeguard the Fund's ability to continue as a going concern in order to provide returns for unitholders, provide benefits for other stakeholders and maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Fund.

In order to maintain the capital structure, the Fund's policy is to perform the following:

- Monitor the level of quarterly subscriptions and redemptions relative to the assets it expects to be able to liquidate within the same time period.
- Redeem and issue new units in accordance with the offering documents of the Fund, which include the ability to restrict redemptions and require certain minimum holdings and subscriptions.

The Trustee and Investment Manager monitor capital on the basis of the value of net assets attributable to unitholders.

9.5 Fair value estimation*Fair value measurement*

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets are based on quoted market prices at the close of trading on the year end date. The Fund utilises the last traded market price for both financial assets and financial liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. Investments with readily available active quoted prices or for which fair value can be measured with actively quoted prices generally will have a higher degree of market price observability and a lesser degree of judgement used in measuring fair value.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. For instruments for which there is no active market, the Fund may use internally developed models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognised as standard within the industry.

The output of a model is always an estimate or approximation of a value that cannot be determined with certainty, and valuation techniques employed may not fully reflect all factors relevant to the positions the Fund holds. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors including model risk, liquidity risk and counterparty risk.

IFRS 13 requires enhanced disclosures about investments that are measured and reported at fair value. IFRS 13 establishes a hierarchical disclosure framework which prioritises and ranks the level of market price observability used in measuring investments at fair value. Market price observability is impacted by several factors, including the type of investment and the characteristics specific to the investment.

Valuation of investments in Investee Funds

The Fund's investments in Investee Funds are subject to the terms and conditions of the respective Investee Fund's offering documentation. The investments in Investee Funds are valued based on the latest available redemption price of such units for each Investee Fund, as determined by the Investee Funds' administrators. The Fund reviews the details of the reported information obtained from the Investee Funds and considers:

- the liquidity of the Investee Fund or its underlying investments;
- the value date of the net asset value (NAV) provided;
- any restrictions on redemptions; and
- the basis of accounting and, in instances where the basis of accounting is other than fair value, fair valuation information provided by the Investee Fund's advisors.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****9. Financial risk management (continued)****9.5 Fair value estimation (continued)***Fair value measurement (continued)*

The fair value of investments in Investee Funds, classified as financial assets at fair value through profit or loss, for which there is not an available quoted price is based on the current net asset value or net asset value per share as reported by their respective administrators of such funds.

As at 31 December 2024, 100% (2023: 100%) of financial assets at fair value through profit or loss comprise investments in Investee Funds that have been fair valued in accordance with the policies set out above. The shares of the Investee Funds are not publicly traded; redemption can only be made by the Fund on the redemption dates and subject to the required notice periods specified in the offering documents of each of the Investee Funds. The rights of the Fund to request redemption of its investments in Investee Funds may vary in frequency for redemptions. As a result, the carrying values of the Investee Funds may not be indicative of the values ultimately realised on redemption. In addition, the Fund may be materially affected by the actions of other investors who have invested in the Investee Funds in which the Fund has invested.

The Investee Funds are not traded on an active market and their fair value is determined using valuation techniques. The value is primarily based on the latest available net asset value of the Investee Fund as reported by the administrator of such Investee Fund.

IFRS 13 requires the Fund to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date;
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, supported by market transactions, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following table analyses, within the fair value hierarchy the Fund's financial assets measured at fair value at 31 December 2024:

<i>In US Dollars</i>	Level 1	Level 2	Level 3	Total
31 December 2024				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investee Funds	-	-	128,247	128,247
	-	-	128,247	128,247

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2024****9. Financial risk management (continued)****9.5 Fair value estimation (continued)**

The following table analyses, within the fair value hierarchy the Fund's financial assets measured at fair value at 31 December 2023:

<i>In US Dollars</i>	Level 1	Level 2	Level 3	Total
31 December 2023				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investee Funds	-	-	7,293,875	7,293,875
	-	-	7,293,875	7,293,875

The Investee Funds are not quoted in active markets and were fair valued using the net asset value of the Investee Fund, as reported by the respective Investee Fund's administrator. For these Investee Funds, management believes the Fund could have redeemed its investment at the net asset value per share at the Statement of Financial Position date.

The investment classified within Level 3 is comprised of a single Investee Fund, which was fair valued with reference to the net asset value as reported by the Investee Fund's administrator.

The Investment Manager regularly reviews Level 3 valuations and considers the appropriateness of the valuation model inputs, as well as the valuation result using various valuation methods and techniques generally recognised as standard within the industry. In selecting the most appropriate valuation model the Investment Manager performs back testing and considers which model's results have historically aligned most closely to actual market transactions.

Sensitivity analysis to significant changes in unobservable inputs within Level 3 hierarchy

The significant unobservable inputs used in the fair value measurement categorised within Level 3 of the fair value hierarchy together with a quantitative sensitivity analysis as at 31 December 2024 and 31 December 2023 is shown below:

Description	Fair value at 31 December 2024 US\$	Valuation technique	Unobservable input	Reasonable possible shift +/- (absolute value)	Change in valuation +/-
Prism Income Fund	128,247	Net asset value	Not applicable	Not applicable	Not applicable
Description	Fair value at 31 December 2023 US\$	Valuation technique	Unobservable input	Reasonable possible shift +/- (absolute value)	Change in valuation +/-
Arixa Enhanced Income Fund Offshore Feeder GSA Coral Portfolio S.C.A SICAV-SIF - Coral Student Portfolio	2,209,625	Net asset value	Not applicable	Not applicable	Not applicable
Montreux Healthcare Fund Ltd	2,225,049	Net asset value	Not applicable	Not applicable	Not applicable
Prism Income Fund	1,011,329	Net asset value	Not applicable	Not applicable	Not applicable
	<u>1,847,872</u>	Net asset value	Not applicable	Not applicable	Not applicable
	<u>7,293,875</u>				

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Notes to the Financial Statements**
*for the year ended 31 December 2024***9. Financial risk management (continued)****9.5 Fair value estimation (continued)***Valuation technique*

The Fund's Investment Manager considers the valuation techniques and inputs used in valuing this Investee Fund, to ensure it is reasonable and appropriate and therefore the net asset value of this Investee Fund may be used as an input into measuring its fair value. Transactions in the shares of such a fund do not occur on a regular basis. In measuring this fair value, the net asset value of the Investee Fund is adjusted, as necessary, to reflect restrictions on redemptions, lock up period, future commitments and other specific factors of the Investee Fund and its Investment Manager.

Valuation process

The Trustee has reviewed the latest valuations based on their knowledge of the investment market. The valuation assessment was based on public information and reflects existing facts and conditions as of 31 December 2024 and 31 December 2023. The valuation assessment is also subject to quality review procedures performed by the Investment Manager. The Investment Manager verifies the major inputs applied in the latest valuation by agreeing the information in the valuation computation to relevant documents and market information.

The following table presents the reconciliation of all movements in the fair value of level 3 instruments as at 31 December 2024 and 31 December 2023.

<i>In US Dollars</i>	2024	2023
Opening balance	7,293,875	-
Purchase of Investee Funds	126,811	6,814,213
Sale of Investee Funds	(7,293,875)	-
Net unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss	<u>1,436</u>	<u>479,662</u>
Closing balance	<u>128,247</u>	<u>7,293,875</u>

Change in unrealised gains or losses for Level 3 assets held at year end and included in net unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss

1,436	479,662
-------	---------

There were no transfers between the levels during the year ended 31 December 2024 and during the period from 16 September 2022 (date of commencement of operations) to 31 December 2023.

10. Events after reporting date

During the period between the reporting date and the date of approval of these financial statements, a total of 2,887 Class R-USD redeemable units were issued amounting to US\$29,361. There has been no redemptions or distributions after year end.

The directors have established that there is no material uncertainty that casts doubt on the ability to continue as a going concern and are not aware of any other material events which occurred after the reporting date and up to the date of approval of these financial statements.

11. Approval of the financial statements

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee on 18 June 2025.

2 ファンドの現況 純資産額計算書

(2025年3月末日現在)

資産総額		165,690.58米ドル	24,774,056円
負債総額		11,124.26米ドル	1,663,299円
純資産価額(-)		154,566.32米ドル	23,110,756円
発行済口数	日本円建クラスR 受益証券	4,000口	
	米ドル建クラスR 受益証券	12,606口	
1口当たり 純資産価格	日本円建クラスR 受益証券	975.7167円	
	米ドル建クラスR 受益証券	10.1955米ドル	1,524円

[次へ](#)

第3 投資信託制度の概要

以下の内容に更新されます。

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1 ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（Mutual Funds Law）（現在のミューチュアル・ファンド法（Mutual Funds Act）（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。））が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しませんでした。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していませんでしたが、ケイマン諸島内において又はケイマン諸島から運営している投資信託の企業受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（Banks and Trust Companies Law）（改正済）（現在の銀行・信託会社法（Banks and Trust Companies Act）（改正済））（以下「銀行・信託会社法」といいます。）の下で規制されており、ケイマン諸島内において又はケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社及びその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（Banks and Trust Companies Law）、ケイマン諸島の会社管理法（Companies Management Law）又はケイマン諸島の地域会社（管理）法（Local Companies (Control) Law）（いずれも、現在の銀行・信託会社法（Banks and Trust Companies Act）、会社管理法（Companies Management Act）（改正済）及びケイマン諸島の地域会社（管理）法（Local Companies (Control) Act）（改正済））の下で規制されていました。
- 1.2 多くのユニット・トラスト及びオープンエンド型ファンドが1960年代の終わり頃から設立されました。ケイマン諸島は連合王国の海外領土であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、それらは、概して連合王国に籍を有する投資運用会社又は投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」といいます。）として設立されていました。その後、米国、ヨーロッパ、極東及びラテンアメリカの投資顧問会社によって、又はそれらが設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社型ファンド、及びリミテッド・パートナーシップが設立されました。
- 1.3 2025年3月現在、ケイマン諸島における運用中の規制投資信託の数は12,900超（マスター・ファンド数3,100超を含む）でした。
- 1.4 ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」といいます。）及び銀行・信託会社法は、ケイマン諸島における銀行・信託業の許可及び規制の責任をケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に課しています。CIMAは、オフショア・バンキング監督者グループ、カリブ・バンキング監督者グループ及び北米・中南米バンキング監督者協会のメンバーの地位を有しています。
- 1.5 ケイマン諸島はまた、カリブ金融活動作業部会（以下「CFATF」といいます。）のメンバーであり、マネー・ロンダリングに関するCFATFの1992年キングストン宣言を遵守します。この宣言は、薬物不正取引に関する1988年国連ウィーン会議条約、反マネー・ロンダリング及び反薬物に関するアメリカ州政府モデル規則協会、並びに効果的な反マネー・ロンダリング及びテロ資金対策制度の国際基準であるマネー・ロンダリング防止及びテロ資金対策に関する金融活動作業部会（以下「FATF」といいます。）の40の勧告書の履行を支持するものです。

2. 投資信託の規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型ファンドに対する規則及び投資信託管理者に対する規則を制定しています。2020年に最初に制定されたプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といいます。）は、クローズドエンド型ファンドに対するCIMAの規制を定めています（下記第17項に詳述します。）。銀行、信託会社、保険会社及び会社のマネージャーをも監督しており金融庁法により設置された法定政府機関であるCIMAが、ミューチュアル・ファンド法及びプライベート・ファンド法のもとの規制の責任を課せられています。ミューチュアル・ファンド法及びプライベート・ファンド法は、各法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課しています。さらに、金融庁法は、ケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則（改正済）（以下「反マネー・ロンダリング規則」

といえます。)、ミューチュアル・ファンド法及びプライベート・ファンド法を含むケイマン諸島の一定の法律の違反に対して高額の罰金を課す権限を、CIMAに与えています。

2.2 ミューチュアル・ファンド(以下「投資信託」といいます。)とは、ケイマン諸島において設立された(ケイマン諸島外で設立された場合にはケイマン諸島から管理が行われる)会社、ユニット・トラスト、有限責任会社若しくはパートナーシップで、投資リスクを分散しつつ、投資対象からの収益若しくは売買益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的又は企図して投資者に買戻請求権がある受益証券を発行するものをいいます。

3 2020年2月7日、ケイマン諸島政府は、ミューチュアル・ファンド法に統合された適用ある規定とともに、ミューチュアル・ファンド法の改正法である2020年ミューチュアル・ファンド(改正)法(以下「ミューチュアル・ファンド(改正)法」といいます。)を制定し、これにより、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されていた投資信託(投資信託の持分を保有する者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運営者を選任又は解任することができる投資信託、並びにケイマン諸島外で設立され、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条の目的上CIMAが指定する規制対象事業に関してケイマン諸島の証券投資業法(改正済)(以下「証券投資業法」といいます。)に基づくライセンスを保有する者を通じてその持分の申込をケイマン諸島の公衆に対して勧誘するその他一定の投資信託、以下「限定投資者投資信託」といいます。)もミューチュアル・ファンド法の規制の範囲に含まれることとなりました。ミューチュアル・ファンド(改正)法に従って、2020年2月7日現在存在するすべての限定投資者投資信託は、6ヵ月間の経過期間が認められており、2020年8月7日までにCIMAに登録しなければなりません。2020年2月8日以降に設立された新しい限定投資者投資信託は、そのローンチ前にCIMAに登録しなければなりません。

4. 規制を受ける投資信託の四つの形態

4.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託及び投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時及び毎年約4,482米ドルの手数料が納入されなければなりません。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務及び受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられます。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託者及びジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求されます。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適しています(下記第4.2項参照)。

免許投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法(改正済)に従いCIMAに登録されなければなりません。

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定します。同管理者及び投資信託により作成された目論見書が、投資信託及び投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2及びMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければなりません。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務及び受益権を募る方法が適切に行われること、及び投資信託がケイマン諸島において設立又は設定されていない場合には、CIMAにより承認された国又は領土において設立又は設定されていることを満たしていることが要求されます。当初手数料及び年間手数料は約4,482米ドルです。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(若しくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託者、若しくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、又はその他債権者若しくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければなりません。

管理投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法(改正済)に従いCIMAに登録されなければなりません。

4.3 第4(3)条投資信託

4.3.1 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられます。

- (a) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- (b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (c) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、又は
 - () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

4.3.2 上記の(a)又は(b)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,482米ドルの当初手数料及び年間手数料を支払わなければなりません。上記の(c)に分類される投資信託で、マスター・ファンドに関する別個の販売用書類が存在しない場合、マスター・ファンドは、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ約3,201米ドルの当初手数料及び年間手数料を支払わなければなりません。

4.3.3 第4(3)条投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為する若しくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、第4(3)条投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従いCIMAに登録されなければなりません。

4.4 限定投資者投資信託

4.4.1 規制投資信託の第四の類型は、限定投資者投資信託です。第4(3)条投資信託とは異なり、限定投資者投資信託には、一投資者当たり100,000米ドルの最低投資額の要件はないが、限定投資者投資信託の投資者の数は15名を超えることはできず、また、かかる投資者の過半数は、投資信託の運営者を任命若しくは解任できなければなりません。

4.4.2 限定投資者投資信託は、以下を履行することによってCIMAに登録することが要求されます：（ ）投資者の過半数が投資信託の運営者を任命若しくは解任できる旨を規定している投資信託の設立書類の認証付写しを提出すること、（ ）所定の形式により目論見書（Offering Memorandum）/募集要項/販売用資料を含むその他の情報を提出すること、及び（ ）年間登録手数料4,482米ドルを支払うこと。

4.4.3 限定投資者投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為する若しくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、限定投資者投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従いCIMAに登録されなければなりません。

5. 投資信託の追加的及び継続的要件

5.1 いずれの規制投資信託も、その持分についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書（Prospectus）（限定投資者投資信託の場合は目論見書（Offering Memorandum）/募集要項/販売用資料）を発行しなければなりません。かかる目論見書には、CIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定められる情報が記載されなければなりません。さらに、虚偽記載に対する既存の法的義務及びすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用されます。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託者、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っています。

5.2 CIMAの「2020年7月付規則 - 資産価額の計算 - 規制投資信託」（以下「NAV計算規則」といいます。）に従い、各規制投資信託は、その純資産価額の計算におけるプライシング・評価のための実務、方針及び手続きを定めた純資産価額計算ポリシー（以下「NAV計算ポリシー」といいます。）を定めなければなりません。NAV計算ポリシーは、NAV計算規則の要求事項を満たしていなければならず、規制投資信託の純資産価額が公正、完全、中立であり、重要な誤謬がなく、検証可能であることが確保されていなければなりません。NAV計算ポリシーは文書化され、ファンドの販売用書類に開示されなければなりません。

- 5.3 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任し、CIMAが承認した監査人によって毎年その会計書類を監査させ、決算終了から6か月以内に又はCIMAが認めた延長期間内にCIMAに投資信託の各会計年度に関する監査済会計書類を提出しなければなりません。ミュチュアル・ファンド法に従い、規制投資信託の会計書類は、国際財務報告基準又はアメリカ合衆国、日本、スイス又はいずれかの非高リスク法域（すなわち、金融活動作業部会によって発行された高リスク法域一覧に載っていない法域）で一般に認められている会計原則に準拠して作成されるものとします。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したとき又は該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っています。
- 5.3.1 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、又はそのおそれがある場合
- 5.3.2 投資信託の投資者又は債権者を害するような方法で、自ら事業を行い若しくは行っている事業を解散し、又はそうしようと意図している場合
- 5.3.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 5.3.4 欺罔的又は犯罪的な方法で事業を行い又はそのように意図している場合
- 5.3.5 ミュチュアル・ファンド法、ミュチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則又は免許の条件を遵守せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 5.4 すべての規制投資信託は、登記上の事務所若しくは主たる事務所又はその運営者（該当する場合、取締役、受託者又はジェネラル・パートナー）の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければなりません。
- 5.5 CIMAは、規制投資信託の健全かつ堅実なガバナンスのための最低限の期待水準に関する指針を定める、2023年4月付の指針書 - 投資信託及びプライベート・ファンドのコーポレート・ガバナンスを発行しました。これは、規制投資信託のすべての運営者（例えば、信託として設立された投資信託の場合には受託者）が、規制投資信託の運営において遵守することを求められるものです。規制対象事業体のコーポレート・ガバナンスに関するCIMAの規則では、CIMAにより規制される事業体（投資信託を含みます。）のコーポレート・ガバナンスに関するより詳細な規則が定められています。
- 5.6 ミュチュアル・ファンド（年次報告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、規制投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な報告書を作成し、CIMAに提出しなければなりません。CIMAは当該期間の延長を許可することができます。報告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報及び会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負います。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各報告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された報告書の正確性又は完全性については法的義務を負いません。

6. 投資信託管理者

- 6.1 免許には、「無制限投資信託管理者」の免許及び「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型があります。ケイマン諸島において又はケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求されます。管理とは、投資信託の資産のすべて又は実質上すべての支配を含む投資信託の運用又は管理事務を行うこと、投資信託に対して主たる事務所を提供すること、若しくは（会社であるかユニット・トラストであるかに応じて）受託者又は投資信託の取締役を提供することとして定義されます。
- 6.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャー又は役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければなりません。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造及びその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければなりません。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければなりません。投資信託管理者の純資産は、最低約50万米ドルなければなりません。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されません。投資信託管理者は、

ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができます。

- 6.3 管理投資信託に関する投資信託管理者の責任は、受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第4.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することです。
- 6.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができますが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要です。この類型は、ケイマン諸島に投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認めます。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができます。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていません。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第4.3項参照）又はミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第4.4項参照）に基づき規制されていない場合は、別個に免許を受けなければなりません。
- 6.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したとき又は該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っています。
- 6.5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、又はそのおそれがある場合
- 6.5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者又は投資信託管理者の債権者又は投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行い若しくは行っている事業を自発的に解散し、又はそうしようと意図している場合
- 6.5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 6.5.4 欺罔的又は犯罪的な方法で事業を行い又はそのように意図している場合
- 6.5.5 ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則又は免許の条件を遵守せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 6.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、又は保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできます。
- 6.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、又はジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要です。
- 6.8 無制限免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約24,390米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約30,488米ドルです。制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は、約8,536米ドルです。無制限免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約36,585米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約42,682米ドルです。制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は、約8,536米ドルです。

7. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりです。

7.1 免除会社

- 7.1.1 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」といいます。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社です。時には、保証による有限責任会社も用いられます。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有します。
- 7.1.2 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、及び内部統制条項を記載した基本定款及び定款）、基本定款の記名者による署名を

行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含みます。

7.1.3 存続期限のある又は存続期間が限定される会社型のファンドビークルを設立することは可能です。

7.1.4 会社がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約されます。

(a) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければなりません。

(b) 取締役、代理取締役及び役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければなりません。

(c) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければなりません。

(d) 株主名簿は、登記上の事務所において又は希望すればその他の管轄地において維持することができます。

(e) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持します。

(f) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければなりません。

7.1.5 会社は、取締役会を持たなければなりません。取締役は、主に管理事項に関する一定の法的義務に沿って、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行なわなければならない。

7.1.6 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができます。

7.1.7 額面株式又は無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式及び無額面株式の両方を発行することはできません。)。

7.1.8 いずれのクラスについても償還株式の発行が認められます。

7.1.9 株式の買戻しも認められます。

7.1.10 収益又は払込剰余金からの株式の償還又は買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還又は買戻しをすることができます。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とします。

7.1.11 分配金は、(会社の定款に従うことを条件として)会社の払込剰余金勘定からも利益からも支払うことができます。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができます、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければなりません。

7.1.12 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができます。

7.1.13 会社は、名称、取締役及び役員、株式資本及び定款の変更並びに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければなりません。

7.1.14 免除会社は、会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければなりません。

7.1.15 ケイマン諸島の会社は、ケイマン諸島実質所有者透明化法制(第18項にて定義及び詳述されます。)に服します。

7.2 免除ユニット・トラスト

7.2.1 ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によって用いられます。

7.2.2 ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者又はこれを設立する管理者及び受託者により形成されます。

7.2.3 ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けたケイマン諸島の法人受託者又は免許を受けた当該法人受託者の「被支配子会社」とします。よって、受託者(又は免許を受けたその親会社)は、両方の法律に基づきCIMAによる規制・監督を受けません。

- 7.2.4 ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、受託者は、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社がこれを運用する間、一般的に受託者としてこれを保有します。各受益者は、信託資産に対する比例的割合(各受益者の受益証券の価額に基づく)に応じた権利を有します(受益証券のクラスが異なる場合には権利は異なる場合があります。)
- 7.2.5 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務及び責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。
- 7.2.6 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請されます。その場合、信託証書及びケイマン諸島の居住者又はケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出されます。
- 7.2.7 免除信託の受託者は、受託者、受益者、及び信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。
- 7.2.8 ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できません。
- 7.2.9 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料及び年次手数料を支払わなければなりません。
- 7.3 免除リミテッド・パートナーシップ
- 7.3.1 免除リミテッド・パートナーシップは、ベンチャーキャピタル又はプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられるが、投資信託ビークルとしても用いられます。
- 7.3.2 リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似しています。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」といいます。)です。
- 7.3.3 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業又はパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているか又は同島で設立されたものでなければなりません。)及びリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成されます。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となります。
- 7.3.4 ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受します(つまり、免除リミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーの責任は、各リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップ契約に従って免除リミテッド・パートナーシップの資産への出資を約束した金額に限定されます)。加えて、()免除リミテッド・パートナーシップがキャッシュフロー・ベースで債務超過となり、かつ()分配時に組合員がその債務超過を実際に知っていた場合に、リミテッド・パートナーが分配を受け又は債務を免除された場合には、出資履行額の分配のクローバックが行われることがあります。かかる場合におけるリミテッド・パートナーの責任は、支払い又は免除の日から6ヶ月間に限定されます。ジェネラル・パートナーの機能、義務及び責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載されます。
- 7.3.5 ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っています。また、例えばパートナーシップに適用される衡平法及びコモン・ローの

規則（パートナーシップ法（改正済）及び免除リミテッド・パートナーシップ法により変更済。）などのジェネラル・パートナーシップの法理が適用されます。

7.3.6 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければなりません。

- (a) ケイマン諸島に登録事務所を維持します。
- (b) 商号及び所在地、リミテッド・パートナーに就任した日並びにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国又は領域に）維持します。
- (c) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持します。
- (d) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示又は通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態又はその他の媒体により登録事務所において入手可能にします。
- (e) リミテッド・パートナーの出資額及び出資日並びに当該出資額の引出額及び引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国又は領域に）維持します。
- (f) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持します。
- (g) 適用ある場合、以下に関する契約及び請求書を含む重要な基礎的書類を含む適正な会計帳簿を維持します：（ ）免除リミテッド・パートナーシップによって受領され、支出されたすべての金額、及び支出の受領が発生した事項；（ ）免除リミテッド・パートナーシップによる物品のすべての売却及び購入、及び（ ）免除リミテッド・パートナーシップの資産及び負債。

7.3.7 リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、リミテッド・パートナーシップの持分はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができます。

7.3.8 リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの事業と財務状況について完全な情報を求める権利を有します。

7.3.9 免除リミテッド・パートナーシップは、今後50年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができます。

7.3.10 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更及びその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければなりません。

7.3.11 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定報告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければなりません。

7.3.12 ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップは、ケイマン諸島実質所有者透明化法制（第18項にて定義及び詳述されます。）に服します。

7.4 有限責任会社

7.4.1 有限責任会社（以下「LLC」といいます。）は、ケイマン諸島の有限責任会社法（改正済）（以下「LLC法」といいます。）に基づき設立することができます。

7.4.2 LLCは、有限責任会社登記官（以下「登記官」といいます。）に登録届出書を提出することで設立されます。LLCには、LLCのメンバー間で文書によるLLC契約を締結することが要求されますが、登記官に提出することは求められません。

7.4.3 LLCの名称には、「LLC」又は「有限責任会社」を含めることができますが、義務ではありません。当初の登録料及び登録届出書を受領次第、登記官はLLCを登録し、通常3乃至5営業日（追加手数料により24時間に短縮可）以内に登録証明書を発行します。

7.4.4 LLCは、独立した法人格を有します。したがって、LLCの場合、免除リミテッド・パートナーシップとは対照的に、一つのピークルだけが組成され維持されることが必要です。

7.4.5 一般的に、LLCのメンバーの責任は、LLC契約に従い各メンバーがLLCの資産に拠出することを引受けた額に制限されます。

7.4.6 LLC法では、有限責任に関する重要な例外の一つとして、分配のクローバック（払戻し）規定が定められており、当該規定に従い、(i) LLCがキャッシュフロー・ベースで支払不能に陥

り、かつ()メンバーが分配時においてかかる破産状態を実際に認識していた場合に、メンバーが分配を受領するか、債務を免除される場合、分配のクローバックがある場合があります。クローバックについて時効はありません。

- 7.4.7 LLCの経営は、メンバーによって遂行されることができ、取締役(又はLLC法のもとでは「マネージャー」と呼ばれる)を任命することは要求されません。
- 7.4.8 LLCのマネージャー若しくは経営陣の義務は、免除会社の取締役が負う義務に比べて著しく負担の少ないものとなっています。免除会社の取締役は、適切な注意、スキル及び努力を払って行為すべき衡平法上の受託者義務及びコモン・ロー上の義務を負っていますが、LLCのマネージャーには、誠実に行う義務以外にLLCに対して負う義務(受託者義務やその他の義務等)はありません。ただし、かかる誠実義務は、LLC契約により拡大することも制限することもできます。
- 7.4.9 LLCは、株式資本を持ちません。その代わりに、メンバーには、持分又は持分クラスが発行されます。
- 7.4.10 メンバーは、メンバー間相互の合意により、LLCの利益及び損失の配分方法並びに分配方法及び分配時期を決定することができ、それらは按分比例配分以外によることができます。LLCが活動していない場合、LLC法では、利益及び損失の分配は拠出された出資金に基づいて配分されなければならない旨規定しています。
- 7.4.11 LLCは、今後50年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができます。
- 7.4.12 LLC分配の点において、分配を行う能力を制限するような資本維持要件はありません。ただし、LLC契約の下で認められていることを条件として、LLCは、分配、義務の免除及び出資金の払戻し等の種々の方法により、メンバーに対して現金又は資産を返還することができます。
- 7.4.13 LLC法は、LLCで規定されるとおりに分配が行われるような現金ベースの支払能力テストを課しています。ただし、LLCが、通常の事業の過程において期限が到来する債務を支払うことができることを前提とします。
- 7.4.14 LLCは、ケイマン諸島実質所有者透明化法制(第18項にて定義及び詳述されます。)に服します。

8. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 8.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できます。
- 8.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託者又はジェネラル・パートナー)は、上記第8.11項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金及び所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられます。かかる場合、CIMAは、規制投資信託の運営者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.3 ある者がケイマン諸島において又はケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報又は説明をCIMAに対して提供するように指示できます。
- 8.4 CIMAが与える第8.3項に記載する指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.5 CIMAからの指示により第8.3項に記載する情報又は説明を提供する者は、それが虚偽である又は誤解を招くものであることをみずから知っている場合又は合理的に知るはずである場合にこれをCIMAに提供してはなりません。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル

- の罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.6 投資信託がケイマン諸島において又はケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるかそれを企図しており、そのように行っていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、ケイマン諸島の（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」といいます。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を付与する権限を有しています。
- 8.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第8.9項に定めたいずれかの行為又はすべての行為を行うことができます。
- 8.7.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
- 8.7.2 規制投資信託がその投資者若しくは債権者に有害な方法で業務を行っているか若しくは行おうとしている場合、又は自発的にその事業を解散する場合
- 8.7.3 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法又は反マネー・ロンダリング規則（改正済）のいずれかの規定に違反した場合
- 8.7.4 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- 8.7.5 規制投資信託の指導及び運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
- 8.7.6 規制投資信託の取締役、マネージャー又は役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 8.8 第8.7項に言及した事由が発生したか、又は発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとします。
- 8.8.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- 8.8.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- 8.8.3 所定の年間許可料又は年間登録料を支払うこと
- 8.8.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、又は監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 8.9 第8.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとします。
- 8.9.1 第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）又は第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可又は登録を取り消すこと
- 8.9.2 投資信託に対して条件を付し、又は条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- 8.9.3 投資信託の推進者又は運営者の入替えを求めること
- 8.9.4 業務の適切な遂行について投資信託に助言する者を選任すること
- 8.9.5 投資信託の業務管理者を選任すること
- 8.10 CIMAが第8.9項に記載する行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者及び債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行い及びその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができます。
- 8.11 CIMAは、そうすることが必要又は適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置又は行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとします。
- 8.12 第8.9.4項又は第8.9.5項に記載するCIMAにより選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとします。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払います。
- 8.13 第8.9.5項に記載するCIMAにより選任された者は、投資信託の投資者及び債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有します。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含みます。
- 8.15 第8.9.4項又は第8.9.5項に記載する投資信託に関しCIMAにより選任された者は、以下の行為を行うものとします。

- 8.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供します。
- 8.15.2 選任後3か月以内又はCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行います。
- 8.15.3 第8.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供します。
- 8.16 第8.9.4項又は第8.9.5項に記載するCIMAにより選任された者が第8.15項の義務を遵守しない場合、又はCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.17 投資信託に関する第8.15項に記載する情報又は報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができます。
- 8.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- 8.17.2 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- 8.17.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託者に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- 8.17.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てることができ、また、CIMAは、第8.9.4項又は第8.9.5項に基づき選任される者の選任又は再任に関して適切と考える行為をとることができます。
- 8.18 CIMAが第8.17項に記載する措置をとった場合、CIMAは、投資信託の投資者及び債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置及び同項又は第8.9項に記載するその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができます。
- 8.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第8.9.1項に記載する投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなされます。
- 8.20 グランドコートが第8.17.3項に記載される申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託者に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができます。
- 8.21 CIMAは、投資信託によるミューチュアル・ファンド法及びケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則を含むケイマン諸島の一定の規制法令の所定の条項の違反に関して、投資信託に対して、並びにその違反を承諾したか共謀したか、又はその違反がその者の懈怠に起因すると証明された投資信託の取締役（又は受託者等のその他の運営者）若しくは役員に対して高額の罰金を課す裁量権を有しています。
- 8.22 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこと若しくは行おうとすることを終了し又は清算若しくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）又は第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可又は登録をいつでも取り消すことができます。

9. 投資信託管理者に対するCIMAの規制及び監督

- 9.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができます。
- 9.2 免許投資信託管理者は、第9.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられます。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。

- 9.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報又は説明をCIMAに対して提供するように指示できます。
- 9.4 第9.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 9.5 第9.3項の目的のために情報又は説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、又は知るべきであるのにもかかわらず、これをCIMAに提供してはなりません。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 9.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有します。
- 9.6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、又はその業務を行っており、かつ
- 9.6.2 その者がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 9.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこと若しくは行おうとすることを終了し又は清算若しくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができます。
- 9.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第9.10項所定の措置をとることができます。
- 9.8.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- 9.8.2 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法又は反マネー・ロンダリング規則の規定に違反した場合
- 9.8.3 会社法のパートXVIIIA、LLC法のパート12又は有限責任パートナーシップ法（改正済）（以下「LLP法」といいます。）のパート8に定義される「コーポレートサービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が当該パートに違反した場合
- 9.8.4 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者又は投資信託管理者の債権者又は投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行い若しくは行っている事業を解散し、又はそうしようと意図している場合
- 9.8.5 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行い又はそのように意図している場合
- 9.8.6 免許投資信託管理業務の指示及び管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- 9.8.7 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャー又は役員地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- 9.8.8 上場されている免許投資信託管理業務を支配し又は所有する者が、当該支配又は所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 9.9 CIMAは、第9.8項に言及した事由が発生したか、又は発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとします。
- 9.9.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (a) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- (b) CIMAの命令に従い、保証又は財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- (c) 投資信託、又はファンドの設立計画推進者又は運営者に関し、条件が満たされていること
- (d) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- (e) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- (f) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

- (g) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (h) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 9.9.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - 9.9.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - 9.9.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分され又は取り引きされること
- 9.10 第9.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りです。
 - 9.10.1 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - 9.10.2 その投資信託管理者免許に関し条件及び追加条件を付し、またかかる条件を変更し又は取り消すこと
 - 9.10.3 管理者の取締役、類似の上級役員又はジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - 9.10.4 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - 9.10.5 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
 - 9.11 CIMAが第9.10項に記載する措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができます。
 - 9.12 第9.10.4項又は第9.10.5項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとし、その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となります。
 - 9.13 第9.10.5項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者及び管理者の債権者及びかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有します。
 - 9.14 第9.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含みます。
 - 9.15 第9.10.4項又は第9.10.5項に記載する権限に基づき免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとし、
 - 9.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供します。
 - 9.15.2 選任後3か月以内又はCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行います。
 - 9.15.3 第9.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供します。
 - 9.16 第9.10.4項又は第9.10.5項に記載する権限に基づき選任された者が、
 - 9.16.1 第9.15項の義務に従わない場合、又は
 - 9.16.2 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
 - 9.17 免許投資信託管理者に関する第9.15項に記載する情報又は報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができます。
 - 9.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - 9.17.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること、又は、第9.10.4項又は第9.10.5項に記載する権限に基づき選任される者の選任に関してCIMAが適切と考える措置を行うこと

- 9.18 CIMAが第9.17項に記載される措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者及びかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができます。
- 9.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができます。
- 9.19.1 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うこと又は行おうとすることをやめてしまっていると判断した場合
- 9.19.2 免許の保有者が、解散又は清算に入った場合
- 9.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第9.10項に記載されるとおりその投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされます。
- 9.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、例えば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法によりCIMAによっても規制され監督されます。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものです。

10. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 10.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができます。
- 10.1.1 規制投資信託
- 10.1.2 免許投資信託管理者
- 10.1.3 規制投資信託であった者、又は
- 10.1.4 免許投資信託管理者であった者
- 10.2 解散のための申請に関する書類及び10.1.1項から10.1.4項に規定された者又はそれらの各債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付されます。
- 10.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下を行うことができます。
- 10.3.1 10.1.1項から10.1.4項に規定された者の債権者集会に出席すること
- 10.3.2 仲裁又は取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- 10.3.3 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 10.4 執行官が、CIMA又はインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか若しくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMA又は警察官及びその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができます。
- 10.4.1 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- 10.4.2 それらの場所又はその場所にいる者を捜索すること
- 10.4.3 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
- 10.4.4 ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、又は行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- 10.4.5 ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、又は行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。
- もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 10.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、又はCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができますが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとします。
- 10.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはなりません。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。

11. 金融庁法に基づくCIMAによる開示

- 11.1 下記第11.2項及び金融庁法第50(3)条に定める事項を条件として、金融庁法に基づき、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人若しくは顧問人である者が、その者の職務の過程で、又は金融庁法若しくはその他の法律に従いCIMAの機能を執行する中で取得した以下に関する情報を開示する場合は犯罪となり、即決の有罪判決の場合は10,000ドルの罰金及び1年の禁固刑、起訴による有罪判決の場合は50,000ドルの罰金及び3年の禁固刑が課せられます。
- 11.1.1 CIMAに関する事柄
- 11.1.2 規制法に基づきCIMA又は政府に対して行われた申請
- 11.1.3 免許を受けた者に関する事柄
- 11.1.4 免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアント若しくは被保険者又は免許を受けた者によって管理される会社若しくは投資信託に関する事柄
- 11.1.5 海外の規制当局との間で共有されるもの、又はそれに関する通信
- 11.2 上記第11.1項に記載する事項は、以下の開示には適用されないものとします。
- 11.2.1 ケイマン諸島内の管轄権裁判所により合法的に要求された、又は認められた開示
- 11.2.2 CIMAが金融庁法、その他の法律又は当該法律の関係規則により付与された機能を執行する際にCIMAを支援するために行われる開示
- 11.2.3 当該情報に係る免許を受けた者、又は免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアント若しくは被保険者又は免許を受けた者によって管理される会社若しくは投資信託に関する事柄で、場合により、免許を受けた者、顧客、メンバー、クライアント、被保険者、会社又は投資信託の権限で、自発的な同意が与えられて行われる開示
- 11.2.4 金融庁法若しくは当該法律の関係規則に基づき、内閣に付与された機能を執行することを可能にするため若しくは援助するため、又はCIMAが当該法律若しくはその他の法律に基づく機能を執行する際の内閣とCIMAとの間の取引に関連する開示
- 11.2.5 開示される情報が、その他の情報源から公に取得可能である、又は取得可能であった場合における開示
- 11.2.6 開示される情報が、当該情報に係る免許を受けた者、又は免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアント若しくは被保険者又は免許を受けた者によって管理される会社若しくは投資信託の身元が明かされないような方法で表示された要約若しくは統計による場合
- 11.2.7 () 刑事訴訟の提起に関して、又は刑事訴訟の目的で、ケイマン諸島の公訴局長官又は法執行機関に対して行われる開示、() 反マネー・ロンダリング規則に基づく者に対して行われる開示、又は() 金融庁法第50(3)条に基づいて行われる開示
- 11.2.8 免許を受けた者の解散若しくは清算、又はその任命若しくは職務に関連する法的手続を目的として行われる開示
- 11.3 金融庁法第50(3)条は、海外規制当局からの支援要請を承諾すべきであるとCIMAが確信する場合には、第11.6項に定める事項に従うことを条件として、以下のとおり規定しています。
- 11.3.1 CIMAは、海外規制当局が規制機能を履行（当該海外規制当局が管理する法律、規制及び規則を執行するための民事及び行政手続きの実施を含みます。）するために必要な情報を開示することができます。
- 11.3.2 CIMAは、かかるすべての要請及び開示の記録並びに開示した情報の一覧を保管するものとします。
- 11.3.3 CIMAは、要請があった時又はその後いつでも、(i) 民事及び行政執行手続きの実施、(ii) 自主規制機関の監視活動又は強制執行活動の支援（ただし、CIMAが、当該機関が要請の対象である行為の監督に関与していると認める場合に限り、）、又は(iii) 要請に明記された規定の違反に適用される告発の刑事捜査又は訴追の支援（ただし、当該告発が、要請を行う当局が管理する法令の違反に関連する場合に限り、）を目的として、情報を使用することに同意することができます。
- 11.3.4 CIMAは、裁判所の規則に従い、投資家、預金者、保険契約者又は信託受益者の利益を保護するための命令を求めて、グランドコート裁判官の審判を請求することができます。これには、(i) 関連する資産又は口座の凍結命令、(ii) 規制対象ファンドの受益証券又は株式の発行、買戻し又は償還の停止命令、又は(iii) CIMAと海外規制当局との間で締結した基本合

意書の条件に基づき、これに従って海外規制当局がCIMAに対して行う要請に基づくその他の行為の承認命令が含まれます。

- 11.3.5 CIMAは、その監督又は規制の対象となるケイマン諸島内の事業体に関して、CIMA及び海外規制当局が書面で合意した方法により、海外規制当局が現地査察又は訪問を実施することを許可することができます。
- 11.4 金融庁法はまた、第11.6項に定める事項に従うことを条件として、CIMAが、その裁量により、金融庁法に基づくCIMAの規制機能の執行に際して発見された犯罪行為に関する情報を、海外規制当局に提供することができる旨規定しています。この目的上、「犯罪行為」とは、犯罪収益法に定める意味を有します。
- 11.5 金融庁法はさらに、CIMAが、その裁量により、又は所轄官庁の要請に応じて、金融庁法又は規制法に基づく規制の対象である者又は事業体に関する情報を共有することができることを規定しています。
- 11.6 CIMAは、以下の場合を除き、海外規制当局に対して、情報又は文書の開示若しくは収集又はそれらへのアクセスの提供に係るいかなる支援も行っておりません。
 - 11.6.1 CIMAが、受領者となる当局がさらなる開示に関して適切な法的制限の対象となることを確信している場合。
 - 11.6.2 CIMAが、受領者である当局から、提供された情報をCIMAの同意なく開示しない旨の約定を取得している場合。
 - 11.6.3 CIMAが、海外規制当局が要求する支援又は海外規制当局に提供される情報が、当該海外規制当局の規制機能（規制法に対応し、かつ当該当局が管理する法律を履行するための民事及び行政上の調査又は手続きの実施を含みます。）の目的上必要であると認める場合。
 - 11.6.4 CIMAが、その権限の行使後に提供された情報が、情報提供者に対する刑事手続き（ただし偽証罪の手続きは除きます。）において使用されないことを確信している場合。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

12.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生することがあります。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、マネージャー、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課しています。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的又は黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にすることがあります。

12.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、又は意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じることがあります。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら又は表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されます。

12.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

12.3.1 契約法（改正済）の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができることがあります。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りではありません。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものです。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めています。

12.3.2 一般的に、関連契約はファンド自身（又は受託者）とのものであるため、ファンド（又は受託者）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者又はアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなります。

12.4 欺罔に対する訴訟提起

12.4.1 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができます。

- (a) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- (b) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

12.4.2 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら又は表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されます。だます意図があったこと又は欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はありません。

12.4.3 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、又は欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的若しくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりえます。

12.4.4 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生させることがあります。

12.4.5 事実の表明とは違い、意見又は期待の表明は、本項の責任を生じることはないことがありますが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありえます。

12.5 契約上の債務

12.5.1 販売書類もファンド（又は受託者）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成します。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し又は損害賠償を求めて、ファンド（又は受託者）及び/又はマネージャー、設立計画推進者、ジェネラル・パートナー又は取締役に対し訴えを提起することができます。

12.5.2 一般的事柄としては、当該契約はファンド（又は受託者）そのものと締結するので、ファンド（又は受託者）は取締役、マネージャー、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、又は助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（又は受託者）です。

12.6 隠された利益及び利益相反

ファンドの受託者、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはなりません。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りではありません。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属します。

13. ケイマン諸島の投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

13.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）（以下「刑法」といいます。）第257条

13.1.1 法人又は（法人格のない）任意団体の役員である者（又はかかる者として行為しようとする者）が、当該法人若しくは団体の事項について当該法人若しくは団体の株主又は債権者を欺罔する意図のもとに、重要な点につき誤解を招く内容、虚偽的若しくは欺罔的内容の表明又は説明を書面にて発行するか、又は発行に協力することは犯罪であり、7年間の拘禁刑に処せられます。

13.1.2 本項において、法人ないし団体の利益のために保証人となる者は、その債権者とみなされます。

13.1.3 法人ないし団体の経営がそのメンバーによって遂行される場合、メンバーがその経営上の役割に関して発行するか、又は発行に協力する表明に対しては、当該メンバーが当該法人又は団体の役員であるかのごとくに本項が適用されるものとします。

13.2 刑法第247条、第248条

13.2.1 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、又は他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われると共に5年間の拘禁刑に処せられます。

13.2.2 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられます。この目的上、彼が所有権、占有又は支配を取得し

た場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得又は第三者をして取得若しくは確保を可能にすることを含みます。

13.2.3 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者若しくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含みます。

13.3 ケイマン諸島の2016年秘密情報開示法（以下「CIDL法」といいます。）は、守秘義務を負う者がその義務を違反することなく秘密情報を開示することのできる一定の状況を定めています。守秘義務を負う者がCIDL法の第3(1)(a)条乃至第3(1)(j)条に従い行う秘密情報の開示は、守秘義務の違反を構成することではなく、いかなる者の訴訟においても違法行為として起訴されないものとします。

14. 清算

14.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、ケイマン諸島の会社清算規則（2023年改正）（以下「清算規則」といいます。）及び会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、又は債権者、出資者（すなわち、株主）又は会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがあります。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもあります。CIMAも、投資信託又は投資信託管理会社である会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有しません（参照：上記第8.17.2項及び第9.17.2項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配されます。

14.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠します。CIMAは、受託者が投資信託である信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっています。（参照：第8.17.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配されます。

14.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法及びパートナーシップ契約に準拠します。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第8.17.4項）を求めて裁判所に申立をする権限を有しています。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配されます。ジェネラル・パートナー又はパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っています。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナー又はパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければなりません。また免除リミテッド・パートナーシップ法に従い、ジェネラル・パートナー若しくは清算人が署名した解散通知が免除リミテッド・パートナーシップの登記官に提出されるまでは、パートナーの決議等があったとしても、免除リミテッド・パートナーシップを解散することはできません。

14.4 有限責任会社

有限責任会社の清算（解散）は、LLC法、清算規則及びLLCのLLC契約（もしあれば）に準拠します。清算は、LLC契約に規定された事由の発生した場合などは任意で行われ、債権者、出資者（すなわち、組合員）又はLLC自体の申請により裁判所によって強制的に行われる場合もあります。任意解散がその後に裁判所の監督下に置かれることもあります。また、CIMAは、投資信託であるLLCの清算を裁判所に申請する権限を有しています（上記8.17.2項及び9.17.2項を参照）。

14.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税又は為替管理はありません。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対して又はよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していません。免除会社、信託、リミテッド・パートナーシップ及びLLCは、将来の課税に対して誓約書を取得することができます（上記第7.1.12項、第7.2.7項、第7.3.9項及び第7.4.11項参照）。

15. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

15.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。ミュー

チュアル・ファンド法の下で、「ミューチュアル・ファンド」とは、投資リスクの分散並びに投資対象の取得、保有、運用若しくは処分からの収益若しくは利益をミューチュアル・ファンドの投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的若しくは効果としてエクイティ持分を発行する会社、ユニット・トラスト若しくはパートナーシップを意味します（ただし、銀行・信託会社法若しくはケイマン諸島の2010年保険法（以下「保険法」といいます。）の下で免許を受けた者又はビルディング・ソサエティー法（改正済）又はフレンドリー・ソサエティー法（改正済）の下で登録されている者は含まれません。）（いずれもケイマン諸島の法律を指します。）。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、又は販売されることが予定されている投資信託をいいます。2003年11月17日現在存在しており、日本国内で既に証券の公募を行っている投資信託又は同日現在存在しており、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれません。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能です。）をすることができます。

- 15.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばなりません。
- 15.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券に付随する権利及び制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額及び証券の募集価格及び償還価格又は買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡又は転換の条件、証券の償還若しくは買戻しの条件及びかかる償還若しくは買戻しが停止される状況、監査人の任命などが含まれます。
- 15.4 直近の発行日及び償還日若しくは買戻日における一般投資家向け投資信託の証券の発行価格及び償還価格若しくは買戻価格は、請求により管理事務代行会社の事務所で無料で入手できなければなりません。
- 15.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、又は目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、又はこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務書類を盛り込まなければなりません。
- 15.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限及び設立文書を遵守していること、並びに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければなりません。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいいます。
- 15.7 管理事務代行会社
 - 15.7.1 本規則の第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めています。かかる職務には下記の事項が含まれます。
 - (a) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約及びその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換及び償還又は買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (b) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約及び投資家又は潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格及び償還価格又は買戻価格が計算されるようにすること
 - (c) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器及び人員を確保すること
 - (d) 一般投資家向け投資信託の事業遂行のために必要となるすべての一般管理事務サービスを確保し、かつすべての適用法令規則の遵守を確保すること
 - (e) 本規則、会社法及びミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

- (f) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- (g) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續及び投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- (h) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- (i) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金又はその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

15.7.2 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部又は全部が目論見書に定める投資目的及び投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、又は一般投資家向け投資信託の運営者又は投資顧問会社が設立文書又は目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務又は投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけています。

15.7.3 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集又は償還若しくは買戻しを停止した場合及び一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、CIMAに対してその旨を、かかる停止若しくは清算の理由とともに可及的速やかに通知しなければなりません。

15.7.4 設立規定、関連ある目論見書及び申込契約に別段の規定がある場合を除き、管理事務代行会社は、ケイマン諸島又はケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）（以下「犯罪収益法」といいます。）第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリング及びテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域で設立されている又は適法に事業を営んでいる者にその職務又は任務を委託することができます。ただし、管理事務代行会社は委託した職務又は任務の履行に関し引き続き責任を負わなければなりません。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者及び投資家に通知するものとします。

15.8 保管会社

15.8.1 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリング及びテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域又はCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家及びサービス提供者に通知しなければなりません。

15.8.2 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券及び権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約又は関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社及び運営者の指示を実行することを定めています。

15.8.3 保管会社は、管理事務代行会社又は一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取り及び充当、当該投資信託の証券の発行、転換及び買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本及び収益の充当並びに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写し及び情報を請求する権利を有します。

15.8.4 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意及び努力を払うものとします。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければなりません。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負います。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければなりません。

15.9 投資顧問会社

15.9.1 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、又は犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリング及びテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域又はCIMAが承認したその他の法域で設立されて

いる又は適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、又は一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいいます。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれません。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、証券投資業法の別表2第3項に規定される活動が含まれます。

- 15.9.2 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家及びその他の業務提供者に当該変更について通知しなければなりません。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託者又はジェネラル・パートナー）の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。
- 15.9.3 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求しています。かかる職務には下記の事項が含まれます。
- (a) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書及び申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (b) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (c) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書及び申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (d) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書及び申込契約に記載される当該投資信託の投資目的及び投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (e) 保管会社又は副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報及び指示を合理的な時に提供すること
- 15.9.4 本規則は、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、又は会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されています。
- 15.9.5 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めています。
- (a) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはなりません。
 - (b) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはなりません。ただし、
 - (i) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンド又はそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られません。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - () (I) 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべて又は実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - (II) 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営又は当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (c) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはなりません。
 - (d) 取引所に上場されていないか、又は容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはなりません。が、投

資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとします。

- (e) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、又は当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社若しくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られません。）を行ってはなりません。
- (f) 本人として自社又はその取締役と取引を行ってはなりません。

15.9.6 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めています。

- (a) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除きます。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはなりません。
- (b) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはなりません。
- (c) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、又は当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社若しくは第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限られません。）を行ってはなりません。

15.9.7 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項又は第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップ又はその他の者のすべての又はいずれかの株式、証券、持分又はその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記しています。

- (a) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズ又はその他の種類の集団投資スキームである場合
- (b) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織若しくは会社又は事業体のグループの一部を構成している場合
- (c) 一般投資家向け投資信託の投資目的又は投資戦略を、全般的に又は部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

15.9.8 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者及びCIMAに通知しなければなりません。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

15.10 財務報告

15.10.1 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられています。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務書類を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家及びCIMAに配付しなければなりません。また中間財務書類については当該投資信託の設立文書及び目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

15.10.2 投資家に配付するすべての関連財務情報及び純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければなりません。

15.10.3 本規則の本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務書類に入れるべき最低限の情報を定めています。

15.11 監査

15.11.1 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければなりません。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家及びサービス提供者に通知しなければなりません。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければなりません。

15.11.2 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表又は配付してはなりません。

15.11.3 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実及び法域の名称を開示しなければなりません。

15.11.4 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者及びその他のサービス提供者から独立していなければなりません。

15.12 目論見書

15.12.1 本規則のパート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)及び第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めています。さらに、かかる目論見書には、CIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定められる情報が記載されなければなりません。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければなりません。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所又はケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければなりません。

15.12.2 ミューチュアル・ファンド法及びCIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定める要件に加えて、本規則の本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければなりません。

- (a) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社若しくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (b) 一般投資家向け投資信託の設立日又は設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (c) 設立文書及び年次報告書又は定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (d) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (e) 監査人の氏名及び住所
- (f) 下記の(v)、(w)及び(x)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問及びその他の者の氏名及び営業用住所
- (g) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式及び発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式又は経営株式を含みます。）
- (h) 証券に付与されている主な権利及び制限の詳細（通貨、議決権、清算又は解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含みます。）
- (i) 該当する場合、証券を上場し、又は上場を予定する証券取引所又は市場の記述
- (j) 証券の発行及び売却に関する手続及び条件
- (k) 証券の償還又は買戻しに関する手続及び条件並びに償還又は買戻しを中止する状況
- (l) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当又は分配金の宣言に関する意向の説明
- (m) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針及び投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、及び使用する投資手法、投資商品又は借入の権限に関する記述
- (n) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (o) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格又は買戻価格の決定（取引の頻度を含みます。）に適用される規則及び価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (p) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社及びその他のサービス提供者が受取る又は受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額及び報酬の計算に関する情報
- (q) 一般投資家向け投資信託とその運営者及びサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (r) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域又はケイマン諸島以外の監督機関若しくは規制機関で登録し、若しくは免許を取得している場合（又は登録し、若しくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (s) 投資家に配付する財務報告書の性格及び頻度に関する詳細
- (t) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (u) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンス又は信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失若しくは不履行又は目論見書に記載された意見若しくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (v) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所若しくは主たる営業所の住所又は両方の住所を含みます。）
- (w) 保管会社及び副保管会社（下記事項を含みます。）
 - (i) 保管会社及び副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社及び副保管会社の登記上の住所若しくは主たる営業所の住所又は両方の住所
 - () 保管会社及び副保管会社の主たる事業活動
- (x) 投資顧問会社（下記事項を含みます。）
 - (i) 投資顧問会社の取締役の氏名及び経歴の詳細並びに投資顧問会社の登記上の住所若しくは主たる営業所の住所又は両方の住所
 - () 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - () ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

16. ケイマン諸島の経済的実体要件

- 16.1 国際税務協力（経済的実体）法（改正済）（以下「ES法」といいます。）は、特定の事業を遂行する「範疇内エンティティ」に対して実証可能な経済的実体を有することを義務づけます。
- 16.2 ES法は、ケイマン諸島税務情報庁（以下「TIA」といいます。）によって発行された2022年7月付ガイダンス「地理的移動性事業活動の経済的実体」（以下「ガイダンス」といいます。）、並びに「国際税務協力（経済的実体）（規定日）規則（改正済）」及び「2020年国際税務協力（経済的実体）規則」によって補足されています。
- 16.3 ES法は、同法の範疇に属するケイマンのエンティティについて定義しています（以下「該当エンティティ」といいます。）。該当エンティティは、一覧表に規定される事業活動（以下「該当事業活動」といいます。）の一若しくは複数を遂行しているか否かについて年次報告書を作成しなければなりません。遂行している場合、該当エンティティは、該当事業活動に関してケイマンにおける経済的実体テストを充足させなければなりません。TIAは、該当エンティティが経済的実体テストを充足しているか否かを決定する責任を有します。TIAは、該当エンティティによって提出された情報に基づき、この決定を行います。
- 16.4 ES法の下で、該当エンティティとは以下を意味します：
- (a) 内国会社を除き、以下のいずれかに該当する会社：（ ）会社法に準拠して設立された会社、又は（ ）LLC法に基づき登録されている有限責任会社、
 - (b) LLP法に従い登録されている有限責任パートナーシップ、
 - (c) ケイマン諸島外で設立された会社で、会社法の下で登録されている会社。ただし、（ ）投資信託、又は（ ）税務上の居住国がケイマン諸島ではないエンティティは含まれません。該当エンティティには、ユニット・トラストは含まれません。
- 16.5 ES法の下での「投資信託」としての定義を満たすケイマンの投資信託は同法の範疇から外れるものとします。この目的上、「投資信託」とは、資金を調達して、又は投資者の資金をプールして投資持分を発行し、かかる投資持分の保有者に対して、当該エンティティによる投資対象の取得、保有、運用若しくは処分による収益若しくは利益の恩恵をもたらすことを主要事業とするエンティティをいうものとし、投資信託がそれを介して直接若しくは間接に投資若しくは運用を行うエンティティ（当該エンティティ自体が保有される最終的投資対象である場合はこの限りではありません。）も含まれます。ケイマンのパートナーシップ及びユニット・トラストも、現在、同法の範疇から外れています。

17. プライベート・ファンド法

- 17.1 プライベート・ファンド法は、ケイマン諸島のクローズドエンド型ファンドに適用されます。かかるファンドが「プライベート・ファンド」の定義に該当する場合は、プライベート・ファンド法は、そのCIMAへの登録及びCIMAによる規制を定めています。プライベート・ファンド法は、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)条、第4(3)条又は第4(4)(a)条に準拠して事業を行っている投資信託である「規制投資信託」には適用されません。従って、オープンエンド型ユニット・トラストは、一般的にはプライベート・ファンド法の対象とはならず、引続きミューチュアル・ファンド法によって規制されます。

- 17.2 プライベート・ファンド法の「プライベート・ファンド」の定義に該当するものは、投資対象の取得、保有、運用若しくは処分からの収益若しくは利益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的として投資持分を募集又は発行する又は発行している会社、ユニット・トラスト若しくはパートナーシップで、かつ以下に該当する場合です：(a) 投資持分の保有者は、投資対象の取得、保有、運用若しくは処分に関して日常的にコントロールすることはできず、かつ(b) 投資対象は、全般的に、プライベート・ファンドの運営者又は運営者を代理する者により、直接若しくは間接的に運用され、その報酬が、当該会社、ユニット・トラスト若しくはパートナーシップの資産、収益若しくは利益に基づき支払われます。ただし、() 銀行・信託会社法又は保険法に基づく免許を受けた者、() ビルディング・ソサエティー法（改正済）又はフレンドリー・ソサエティー法（改正済）（いずれもケイマン諸島の法律を指します。）に基づき登録されている者、又は() ファンド以外の組織形態は含まれません。
- 17.3 上記第17.2項のとおり、プライベート・ファンド法は、証券化特別目的ビークル、合併事業、プロプライエタリ・ビークル、持分ビークル、優先持分ファイナンス・ビークル、ソブリン・ウェルス・ファンド及びシングル・ファミリー・オフィスを含む「ファンド以外の組織形態」を明示的に除外しています。CIMAは、FAQs（よくある質問）を発行し、当該ファンドが名簿上一人の投資者のみを有し、かつ常に一人の投資者を有することを前提としていることがプライベート・ファンドの設立書類、又は法的拘束力あるその他の規定若しくは契約において明示的に記載されている場合には、当該ファンドは、プライベート・ファンド法に基づく「プライベート・ファンド」として登録する義務を免除される旨を指摘しています。
- 17.4 プライベート・ファンド法は、プライベート・ファンドが、CIMAに登録申請を提出する前に、投資を行う目的で、持分の申込みに関心を有する富裕層や専門知識を持つ投資家と契約を締結し、投資家から出資約束を受諾することを明示的に認めています。プライベート・ファンドは、出資約束の受諾から21日以内にCIMAに対し登録の申請を提出しなければなりません。プライベート・ファンドは、すべての場合において、投資に関する投資者からの出資履行を受諾する前にCIMAに登録しなければなりません。
- 17.5 プライベート・ファンド法に基づき、プライベート・ファンドは、(1) 年1回、その会計書類をCIMAが承認する監査人に監査させ、その監査済会計書類をファンドの年次報告書とともに、各会計年度末から6ヵ月以内にCIMAに提出しなければならず、また(2) 資産の保持、評価及び保管の記録、権原の確認、現金のモニタリング及び有価証券の特定に関して一定の条件を満たさなければなりません（以下、かかるすべての要件を「PFA要件」といいます。）。加えて、プライベート・ファンド法では企図されていないものの、CIMAは、すべてのプライベート・ファンドに対して、その運営者として行為する若しくは運営者を代理して行為する少なくとも2名の自然人を有することを義務づけることを別途確認しています。PFA要件が独立の第三者によって遂行されない場合、CIMAは、第三者確認の履行を要求することができます。
- 17.6 プライベート・ファンドは、約366米ドルの手数料を添えて、所定の形式により登録の当初申請を提出することが要求されます。プライベート・ファンドは、約4,482米ドルの当初及び継続的登録手数料も支払わなければなりません。販売用資料、要項若しくは目論見書等の写しは、その他の所定の登録書類とともに、登録の際に提出することが要求されます。

18. 実質所有者法制

- 18.1 2023年実質所有者透明化法及び関連する2024年実質所有者透明化規則により構成されるケイマン諸島の実質所有者法制（以下「実質所有者透明化法制」といいます。）は、ケイマン諸島の会社、LLC、有限責任パートナーシップ及び免除リミテッド・パートナーシップに適用され、これらの事業体に対して実質所有者登録簿を作成及び維持することを義務づけています。実質所有者透明化法制の対象となる事業体は、要求された場合には、その実質所有者登録簿を所轄官庁に提出しなければなりません。ただし、投資信託又はプライベート・ファンドとして規制されている事業体は、要求があった場合に、投資信託又はプライベート・ファンドに関する実質所有者の情報提供に責任を有する、関連するケイマン諸島の規制法に基づき免許を受けた者の連絡先を所轄官庁に提出することにより、実質所有者透明化法制を遵守することを代替として選択することもできます。この法制を遵守しない場合には、罰金が科せられることがあります。

独立監査人の報告書

エイベックス・ファンド・サービシズ（ケイマン）・リミテッド御中 ジュエル・ボックス・ファンドの受託会社としての監査報告

監査意見

我々の意見では、本報告書の「限定付適格意見の根拠」に記載された事項の影響の可能性を除き、財務書類は、IFRS会計基準に従い、2024年12月31日現在のジュエル・ボックス・ファンド（以下「当ファンド」という。）の財政状態、並びに同日に終了する年度における当ファンドの財政実績及びキャッシュフローについて真実かつ公正な概観を示している。

監査対象

当ファンドの財務書類の構成は以下の通りである。

- ・ 2024年12月31日現在の財政状態計算書
- ・ 2024年12月31日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 2024年12月31日に終了した年度の株主資本等変動計算書
- ・ 2024年12月31日に終了した年度のキャッシュフロー計算書
- ・ 重要な会計方針の情報及びその他の説明情報で構成される財務書類に対する注記

限定付監査意見の根拠

2023年12月31日現在、当ファンドは、モントルー・ヘルスケア・ファンド・リミテッド（以下「モントルー」という。）への投資を帳簿価額1,011,329米ドルで保有しており、これは当ファンドの総資産額の13.62%に相当する。注記9.2で説明した通り、モントルーは、その投資先のマスターファンドを通じて唯一の投資対象である民間ヘルスケア・プロバイダー、アクティブ・ケア・グループ（以下「ACG」という。）に投資していた。2022年10月、マスターファンドはACGの売却プロセスを開始し、モントルーの経営陣は申込及び償還を中止し、モントルーの純資産価額の算出も停止した。ACGの関連財務情報がないため、当監査法人は2023年12月31日現在のモントルー帳簿価額について十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。その結果、2024年1月1日現在の受益者に帰属する純資産額、並びに2024年12月31日に終了した年度の包括利益計算書における純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純実現損益、純未実現損益、及びキャッシュフロー計算書に関して、何らかの調整が必要かどうかを判断することができなかった。

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」に詳述されている。

独立監査人の報告書（続き）

エイベックス・ファンド・サービシズ（ケイマン）・リミテッド御中 ジュエル・ボックス・ファンドの受託会社としての監査報告

我々は、我々が入手した監査の証拠が我々の限定付意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると信じている。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会が発行した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立基準を含む。）（以下「IESBAコード」という。）に従い、当ファンドから独立している。我々はIESBAコードに従い、その他の倫理的責任を果たしている。

財務諸表に対する経営陣の責任

経営陣は、IFRS会計基準に従い、真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成、及び不正又は誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務書類を作成するために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成にあたり、経営陣は、当ファンドを清算若しくは事業の停止を意図するか、又はそうする以外に現実的な代替策がない場合を除き、当ファンドが継続企業として存続しうるかを査定し、該当する場合、継続企業に関する事項を開示し、会計において継続企業的前提を使用することにつき責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正又は誤謬によるかにかかわらず、財務書類に全体として重要な虚偽記載がないか否かにつき合理的な確証を入手すること、及び我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証であるが、ISAsに従って行われた監査が重大な虚偽記載が存在する場合に必ず発見できるとの保証はない。虚偽記載は不正又は誤謬から生じることがあり、個別に又は全体として、本財務書類の利用者がこれを根拠に行う経済的決定に当該記載が影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、重大であると判断される。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は監査を通じて専門的な判断を行い、また職業的専門家としての懐疑心を維持する。我々はまた、以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定し、査定し、当該リスクに対応した監査手続きを立案、実施し、また我々の意見を提供するために十分かつ適切な監査の証拠を入手する。不正により生じた重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じたそれより高くなる。なぜなら、不正には共謀、文書の偽造、意図的な不記載、虚偽の陳述、又は内部統制の無効化を伴うことがあるからである。
- ・ 状況に適した監査手続きを立案するために監査に関連する内部統制を理解する。ただし、当ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明することを目的とはしていない。

独立監査人の報告書（続き）

エイベックス・ファンド・サービシズ（ケイマン）・リミテッド御中 ジュエル・ボックス・ファンドの受託会社としての監査報告

- ・ 経営陣が使用した会計方針の適切性、及び行った会計上の見積もり及び関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 会計において経営陣が継続企業として的前提を利用することの適切性、及び、入手した監査の証拠に基づき、当ファンドの継続企業として存続する能力について重大な疑義を生じさせる事象又は状況に関して重大な不確実性が存在するか否かを結論づける。我々が重大な不確実性が存在すると結論づけた場合、財務書類中の関連する開示に対し、我々の監査報告書において注意を喚起し、また当該開示が不適切である場合、我々の意見を修正する義務を負う。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象又は状況により、当ファンドが継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的表示、構成及び内容、並びに公正な表示を実現する方法により財務書類が基礎となる取引及び事象を表示しているかにつき評価を行う。

我々は、とりわけ、計画上の監査範囲及び時期、並びに我々が監査中に特定する内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の発見に関し、ガバナンス担当者と連絡を取る。

その他

意見を含む本報告書は、エイペックス・ファンド・サービス（ケイマン）・リミテッドのためにのみ、また当ファンドの受託会社としての資格においてのみ、我々のエンゲージメント・レターの条件に従って作成されたものであり、それ以外の目的のために作成されたものではない。我々は本意見を提出するにあたり、我々の書面による事前の同意によって明示的に合意された場合を除き、他の目的又は本報告書を開示された若しくは入手する可能性のある他のいかなる人物に対して、一切の責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年6月18日

Independent auditor's report

To Apex Fund Services (Cayman) Ltd. solely in its capacity as trustee of Jewel Box Fund

Our qualified opinion

In our opinion, except for the possible effects of the matter described in the Basis for qualified opinion section of our report, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Jewel Box Fund (the Fund) as at 31 December 2024, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 31 December 2024;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in net assets attributable to redeemable unitholders for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

Basis for qualified opinion

As at 31 December 2023, the Fund had made an investment in Montreux Healthcare Fund Ltd (“Montreux”), with a carrying value of US\$1,011,329, which represented 13.62% of the total assets of the Fund. As stated in Note 9.2, Montreux, through its underlying master fund (the “Master Fund”), held a single investment in a private healthcare company, the Active Care Group (“ACG”). In October 2022, the Master Fund initiated a process to dispose of ACG and the directors of Montreux had suspended the subscriptions and redemptions of Montreux and ceased to calculate its NAV. Due to the lack of relevant financial information for ACG, we were unable to obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the carrying value of Montreux as at 31 December 2023. Consequently, we were unable to determine whether any adjustments might be necessary with respect to the net assets attributable to unitholders as at 1 January 2024, and the net realised and unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income, and the statement of cash flows for the year ended 31 December 2024.

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ('ISAs'). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our qualified opinion.

Independent auditor's report (continued)

To Apex Fund Services (Cayman) Ltd. solely in its capacity as trustee of Jewel Box Fund

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

Independent auditor's report (continued)

To Apex Fund Services (Cayman) Ltd. solely in its capacity as trustee of Jewel Box Fund

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Apex Fund Services (Cayman) Ltd. solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

18 June 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管しております。